

令和 3 年度

第三次取手市男女共同参画計画
年次報告書

取 手 市

令和3年度（令和2年度実施分）

男女共同参画年次報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例（平成17年1月4日施行）」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組み、さらなる改善につなげます。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会の実現に向けた推進状況

取手市男女共同参画推進条例に基づいた5つの理念と、第三次男女共同参画計画の10の主要課題に基づき、市民の誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を3つの基本目標ごとにまとめました。

第2部 施策の実行状況

取手市の男女共同参画社会の実現にむけた施策の実行状況を明らかにするために、個別事業ごとの令和2年度の実績と評価、今後の方向性を明らかにしました。

評価と今後の方向性については、各々事業担当課が検討を行いました。その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

令和2年度の実績と評価をより明確にするため、各基本目標ごとに数値目標の進捗状況を把握しました。数値目標の達成率が芳しくないものについては事業担当課に要因を確認し、改善を促しました。

目 次

第1部 男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系	4
2 基本目標及び主要課題ごとの各事業評価のまとめ	5
3 基本目標の達成状況	7
基本目標 1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる 社会づくり	7
基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を 確立するための環境の整備、意識の改革	9
基本目標 3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	11

第2部 施策の実行状況

基本目標 1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり	
主要課題 1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	14
主要課題 2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して 暮らせるための社会づくり	17
主要課題 3 生涯にわたる男女の健康の支援	25
基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための 環境の整備、意識の改革	
主要課題 4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	29
主要課題 5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	33
主要課題 6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	36
主要課題 7 国際社会の取組みへの理解と協力	40
基本目標 3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	
主要課題 8 ワークライフバランス及びライフィベントに対応した 多様で柔軟な働き方の実現	42
主要課題 9 商業・農業等における男女共同参画の推進	45
主要課題 10 起業・再就職に対する支援	46

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

数値目標の達成状況	47
-----------	----

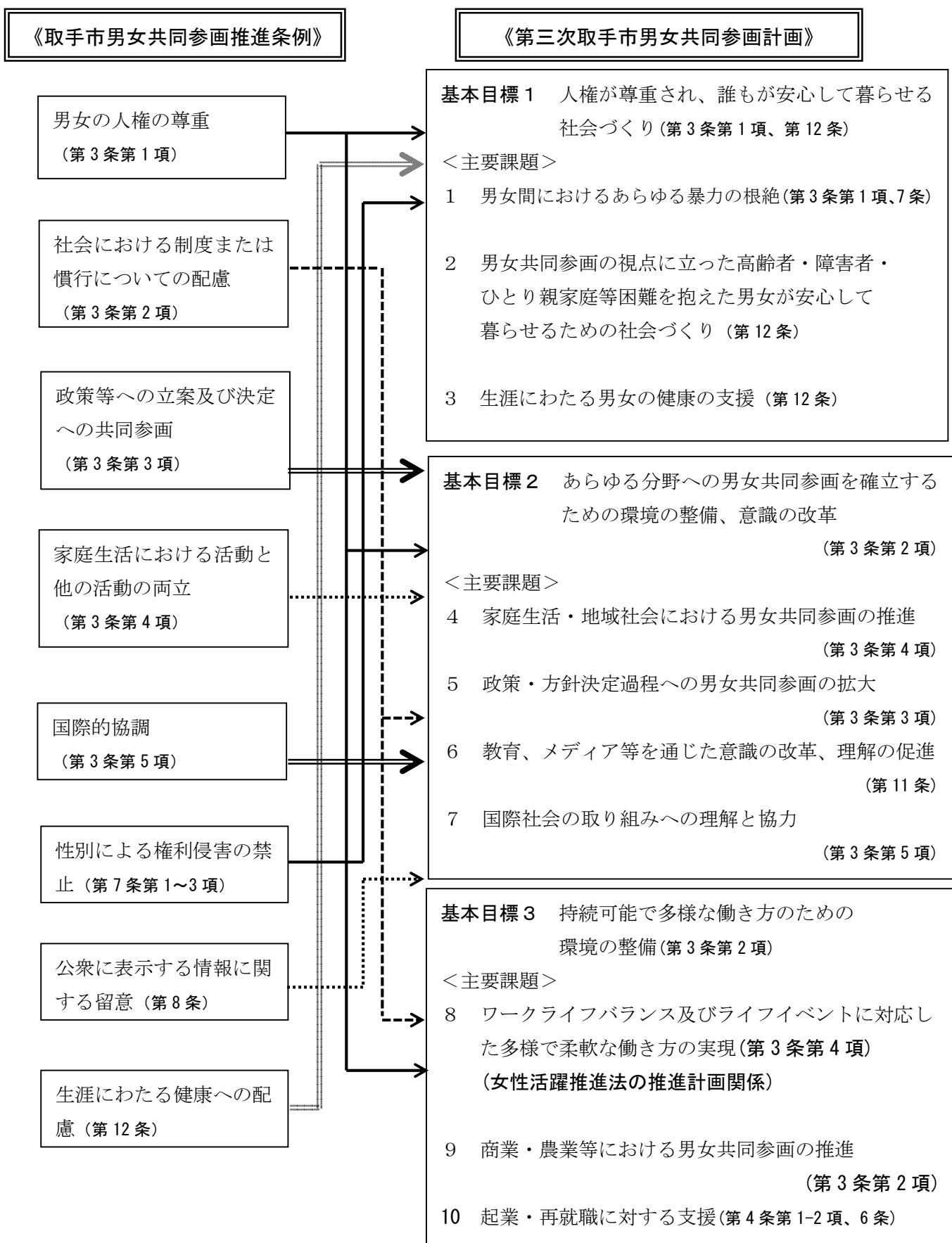
資料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果（抜粋）	53
取手市男女共同参画推進条例・施行規則	64
取手市男女共同参画苦情処理体制	72

第1部

男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系



2 主要課題ごとの各事業評価のまとめ

	達成度（実施状況）				計
	A 実施済みで十分に成果を上げている	B 実施済みで成果を上げている	C 実施済みであるがあまり効果が上がっていない	D 未着手もしくは実施が困難な状況にある	
	A	B	C	D	

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり					
1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	11	16	0	0	27
2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり	40	26	0	0	66
3 生涯にわたる男女の健康の支援	25	7	0	0	32
合計	76	49	0	0	125

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革					
4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	17	20	0	0	37
5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	7	14	0	1	22
6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進	29	16	0	0	45
7 国際社会の取り組みへの理解と協力	8	0	0	0	8

合計	61	50	0	1	112
----	----	----	---	---	-----

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備					
8 ワークライフバランス及びライフィベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現	11	25	0	0	36
9 商業・農業等における男女共同参画の推進	4	1	0	0	5
10 起業・再就職に対する支援	2	6	0	0	8
合計	17	32	0	0	49

総合計	154	131	0	1	286
割合	53.85	45.80	0.00	0.35	100

※達成度（実施状況）は、担当課の自己評価によるもの

(参考) 前年度達成度（割合）

総合計	55.59	44.06	0.00	0.35
-----	-------	-------	------	------

3 基本目標の達成状況

基本目標 1

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等が謳われており、これが男女共同参画社会基本法の理念の一つとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、それを阻害するおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女が平等に取り扱われることを基本として実現されるものです。

また、男女間におけるあらゆる暴力やハラスメントなどを許さない社会づくりのための取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【実施概要】

- 相談業務の啓発を市ホームページ、チラシ等で周知し、ドメスティック・バイオレンス相談について、被害者から相談があった際には迅速に対応した。

No.9 【子育て支援課】

- 市内計 4ヶ所の地域子育て支援センターが子育てに関する情報交換や相談、交流の場として、延べ 9,408 人名に利用された。 No.57 【子育て支援課】

- 宮和田小の大規模改造工事においてスロープの設置を行った。高井小放課後子どもクラブ室の新築工事においてバリアフリーに配慮した計画とした。

No.60 【公共施設整備課】

- 毎月定例の無料人権相談では性的少数派に関する相談はなかったが、相談があった場合に適切な対応ができるように、相談員で性の多様性について認識を深め、関連する専門的な相談窓口の案内紹介ができる体制を整えている。

No.89 【広報広聴課→現：市民協働課】

- 女性がん検診受診率の低い 20 代、30 代向けにがん検診のお知らせ通知を個別発送し、レディースデイ健診時に、女性の体の変化の特徴と病気について集団指導を実施。また、検診時は少人数制・託児付きで女性スタッフが対応した。

No.98 【保健センター】

- プレママ・パパ教室を延べ 14 回開催し、延べ総数 284 名の参加を得た。

No.107 【保健センター】

- 高校生男女を対象に、望ましい時期に妊娠・出産が出来るよう健康な身体づくりやライフプランについて考える「レッツトライ高校生講座」を市内 4 つの高校で実施。782 人が受講し、主体的に生きるために第一歩として考えてもらつた。

No.110 【保健センター】

【主な数値目標】

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	備考
配偶者等からの暴力による被害に関する相談件数	21件 (延32件)	22件 (延33件)	17件 (延72件)	13件 (延23件)	26件 (延28件)	21件	子育て支援課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	46,108人	42,779人	38,836人	9,408人	50,000人	子育て支援課調べ
乳がん検診受診率	10.2%	9.8%	12.3%	13.6%	9.1%	12.0%	保健センター調べ
プレママ・プレパパ教室参加者数	253人 (実人数)	278人 (実人数)	228人 (実人数)	224人 (実人数)	214人 (実人数)	300人 (実人数)	保健センター調べ

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための 環境の整備、意識の改革

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域等においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

また、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行（男性中心型労働慣行）を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながらあらゆる分野において活躍するとともに、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指します。

計画では、男女が政策・方針決定過程への参画など、あらゆる分野において参画することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立は、女性にとっても、男性にとっても必要なことです。主体的な担い手として女性を位置づけ、平常時から防災・復興の基盤として男女共同参画を推進します。

現在、国民の間での女性の活躍に関する機運の高まりをチャンスと捉え、女性の参画拡大の動きを更に加速していく必要があります。そのため、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける女性活躍推進法に基づき、更に踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブアクション）の実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進めます。

【実施概要】

○市の職員管理職を対象としたイクボスセミナーを人事課と共に実施。仕事と家庭、仕事以外の両立を可能にするマネジメントや仕事の仕方についての研修を通じて、働き方の見直しや工夫について推進した。また、新たな取り組みとして、家事・育児見える化して家族での両立を考えもらう「家事・育児シェア」パンフレットを作成し、保健センターの協力によりプレパパ教室や新生児赤ちゃん訪問の際に配布した。 No.129

【市民協働課】

○日本消防協会が主催するラジオ放送に出演し、女性消防分団員が行っている火災予防や救命講習などの啓発活動について発表した。また、女性消防団員に防災訓練や救命講習会の指導をお願いし、女性目線での指導を取り入れることにより、女性住民の防災意識の高揚と訓練への参加増進に努めている。

No.152 【消防本部】

○54の審議会のうち、女性不在の審議会の2つであった（令和3年4月1日現在は51のうち2つ）。 No.163 【市民協働課】

○コロナ禍における新たな生活様式に対応していくための活動支援として、市内女性団体「レディースフォーラムとりで」と、オンライン会議開催方法の学習会を実施した。また同団体とは、次期男女共同参画計画策定時の子ども向け啓発について意見交換を行った。 No.211 【市民協働課】

【主な数値目標】

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	備考
防災訓練の女性参加率	10.0%	13.0%	13.0%	24.8%	18.8%	20%	安全安心課調べ
市の各種審議会等における女性委員の割合	26.0%	27.4%	27.6%	28.4%	29.5%	30%以上	市民協働課調べ
市の管理職員のうち、女性職員の割合	6.4%	8.2%	7.5%	13.3%	13.4%	10%	人事課調べ
市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	10.6%	13.7%	14.3%	19.3%	20.1%	15%	人事課調べ
市の女性消防団員数	16人	21人	20人	23人	21人	22人	消防本部 総務課調べ
市防災会議の委員に占める女性の割合	3.4%	2.3%	2.3%	2.3%	11.6%	10%	安全安心対策課調べ
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	38%	-	-	-	43.8%	50%	市民協働課調べ

基本目標 3

持続可能で多様な働き方のための環境の整備

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

雇用、起業等の分野においても、女性が男性と均等な機会を得た中で、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、男女が対等なパートナーとして働くことができる環境づくりを促進します。

また、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、再就職、起業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

【実施概要】

○稻保育園で病後児保育を実施した。どんぐり保育園で病児・病後児保育及び休日保育を実施した。取手市在勤者の病児・病後児保育も対象としている。

No.239 【子育て支援課】

また、白山、たかさごスクール取手、藤代駅前ナーサリースクール、久賀、永山、稻、たちばな、どんぐり保育園の8園で一時保育を実施した。

No.283 【子育て支援課】

○ハラスメントの防止等に関する規定を平成30年度から施行するとともに、ハラスメント防止に関する研修を市職員対象に企画し、定例化を図っている。

No.264 【人事課】

○取手駅前に起業家支援を行う「Match-hako(マッチ箱)」にて、創業スクールやセミナーの開催等支援を行った。

No.280 【産業振興課】

○公立保育所および希望があった認定こども園などから職員募集に伴うYouTube動画を作成した。各園の特色などを照会したPRとして市のHPで配信し、保育士の再就労を支援した。

No.283 【子育て支援課】

【主な数値目標】

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	備考
延長保育を実施している保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	子育て支援課調べ
市職員のうち男性の育児休業取得率	0%	13.3%	5.9%	20.8%	21.7%	10%	人事課調べ
農業委員会委員に占める女性の割合	4.0%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	11.5%	農業委員会調べ
Match-hako(※1)における起業支援相談者のうち女性の割合	0%	20%	58%	25%	62.5%	30%	産業振興課調べ
新規起業者数	12件	64件	87件	104件	120件	365件	産業振興課調べ
(※1)取手駅前にワタシの街の起業支援Match(マッチ)の中核的施設である起業支援型のレンタルオフィス。 平成28年2月開設。							

第2部 施策の実行状況

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

●主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の基本方向(1)男女間における暴力を許さない社会づくり

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	1	・男女共同参画に関する専門研修（市職員向けも含む）の充実	継続	1	人事課	各種専門研修については、全庁的に募集し、参加を促している。	B	今後も継続して実施していく。
	2	・女性への暴力防止や人権意識の高揚、啓発	継続	2	市民協働課	市職員初任者研修の際に男女共同参画についての講義を実施した。計画に基づきそれぞれの施策を意識して取り組むよう周知した。	A	引き続き実施していく。
	3	・取手市男女共同参画推進月間（11月）におけるPR活動の充実	継続	3	子育て支援課	国が作成したポスターの掲示をした。	B	啓発活動を継続する。
配偶者等からの暴力の防止対策の推進	4	・配偶者等からの暴力の防止を目的とした講演会・研修会の開催、啓発	継続	4	市民協働課	11月の男女共同参画推進月間に合わせ、広報とりで11月1日号に特集記事として男女共同参画情報紙「風」の市民編集員が取材したインタビューを掲載。「個を尊重する社会のために」をテーマとし、女性の社会進出の先駆けとなつた方と50年連れ添ってきた夫婦について掲載し、反響もあり、市民に対し男女共同参画の意識を啓発できた。	A	例年、11月に市民有志による実行委員会により実施している「女と男ともに輝くとりでの集い」は、男女共同参画意識を地域に浸透させていく手段として実行しているイベントであるが、令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、中止とした。令和3年度事業についてはコロナ対策を行った上での実施を検討していく。
ストーカー行為等への対策の推進	5	・ストーカー行為防止に関する周知、啓発	継続	5	子育て支援課	NPO法人などが実施する講演会のちらしを配置した。	B	啓発活動を継続する。
				6	安全安心対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。 ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	B	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。

施策の基本方向(2)安心して相談できる体制の充実

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
被害者に対する相談の充実	6	・配偶者等からの暴力、ストーカー行為に対処するための女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実	継続	7	市民課	住民基本台帳事務支援措置の実施 支援内容…住民票の発行制限、除住民票の発行制限、戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳閲覧名簿の削除	A	今後も継続して実施する。
			継続	8	広報広聴課→市民協働課	令和2年度の無料人権相談と市役所窓口において、家庭不和について6件、ストーカーの相談について1件の相談があった。傾聴し相談内容によっては、関連部署や警察等と連携をとりながら、問題解決へ向けての対応をしている。 人権相談事業については、12月の人権週間にあわせ、市内公共施設でのチラシ配布を行う等の啓発活動を実施したほか、人権相談のポスターを掲示することで相談事業の周知を行った。	A	年々増加傾向にある案件であるため、より一層関連機関との連携強化を図っていく。
			継続	9	子育て支援課	相談窓口を市のHP・広報等で周知した。被害者から相談があった際には迅速に対応している。	A	周知を継続していく。
			継続	10	安全安心対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。 ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	B	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。
関係機関との連携の推進	7	・配偶者等からの暴力、ストーカー行為の防止と被害者保護のための関係機関（警察や医療関係者など）との連携	継続	11	市民課	住民基本台帳事務支援措置の実施 支援内容…住民票の発行制限、除住民票の発行制限、戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳閲覧名簿の削除	A	今後も継続して実施する。
			継続	12	子育て支援課	相談者の意向に沿い連携し対応した。	A	必要時連携していく。
			継続	13	安全安心対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。 ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	B	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。
	8	・各種相談業務における適切な人材の確保、研修会の機会等充実による人材の育成	継続	14	子育て支援課	家庭児童相談員2名を配置し対応している。	B	スキルアップを図っていく。
			継続	15	人事課	関係部署において相談員を配置し、隨時、相談を受付することができる体制を整えている。また、担当部署と連携を図り、男女共同参画、人権問題等の研修に参加している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	16	市民協働課	相談・助言・関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。	B	苦情処理相談員や関係機関との連携を一層図っていく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
人権相談窓口の設置	9	・電話、面接による市民相談、人権擁護委員等による専門相談	継続	17	広報広聴課→市民協働課	広報広聴課市民相談室の窓口・電話対応は市役所開庁時に、メールは常時受け付けを行い、期日を設けて回答をしている。 人権擁護委員による無料相談日は月に2回(第2火曜日:本庁舎・第1金曜日:藤代庁舎)いずれも9時から11時に開催している。	A	引き続き、相談業務の周知を行っていく。
	10	・関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくりに取組み、様々な人権相談に総合的に対応	継続	18	広報広聴課→市民協働課	取手市人権擁護委員は、市で毎月実施している無料人権相談において、水戸地方法務局・龍ヶ崎支局からの指示・支援を受け、または相談案件によっては、市役所の担当部署と連携をとって対応している。主な事案は、人権侵害・近隣関係・家庭内や親族間の困り事について。相談日は月に2回(第2火曜日:本庁舎・第1金曜日:藤代庁舎)いずれも9時から11時に開催している。	A	関連機関との連携を図り、引き続き、相談業務の周知を行っていく。

施策の基本方向(3)セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等防止対策の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
セクシュアルハラスメント防止対策の推進	11	・事業所（市を含む）に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	継続	19	人事課	セクシャルハラスメントのみを定めた規則を廃止し、ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から結果的には中止となったものの、ハラスメント防止に関する研修を企画し、定例化を図っている。	B	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
			継続	20	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
パワーハラスメント防止対策の推進	12	・事業所（市を含む）に対する、パワーハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	新規	21	人事課	ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から結果的には中止となったものの、ハラスメント防止に関する研修を企画し、定例化を図っている。	A	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
			継続	22	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。
マタニティハラスメント防止対策の推進	13	・事業所（市を含む）に対する、マタニティハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	新規	23	人事課	ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から結果的には中止となったものの、ハラスメント防止に関する研修を企画し、定例化を図っている。	A	ハラスメントの防止等に関する指針を策定し、研修も継続して実施していく。
			継続	24	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。
関係機関との連携の推進	14	・被害者保護のための関係機関（法務局・雇用均等室等）との連携の推進	継続	25	人事課	関係機関と連携を図り、必要に応じて情報交換や情報提供を行うことで情報を共有する。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	26	市民協働課	相談・助言・関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。	B	苦情処理相談員や関係機関との連携を一層図っていく。
			継続	27	学務給食課→学務課	県及び関係機関からの通知やパンフレットを配布し、啓発を図った。	B	今後も被害者保護のために、関係機関との連携を推進していく。

- 主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり
施策の基本方向 (4)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
生きがいづくりの推進	15	・公共施設を利用したふれあい交流事業の推進	継続	28	高齢福祉課	自主事業参加者 ・世代間交流施設「取手市立かたらいの郷」2,370名 ・老人福祉センター「取手市立あけぼの」 475名 ・老人福祉センター「さくら荘」 672名	A	世代間交流及び高齢者の生活支援を目的として、今後も同様に実施していく。
	16	・高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供、学習機会の情報の提供	継続	29	高齢福祉課	三次元プロジェクト事業による高齢者及び要介護認定者の乗馬教室や、高齢者を中心としたパソコン教室を実施した。 延参加者数:332名	B	高齢者への包括支援を目的として、今後も同様に実施していく。
			継続	30	木"一生涯学習課→木"一振興課	総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)に対し、活動の拠点となる学校体育施設の無料開放や、3クラブの連絡協議会の開催など、地域交流の場としての確立に対し支援を行った。	B	今後も継続して支援を行っていく。
社会参画の推進	17	・高齢者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保	継続	31	高齢福祉課 (シルバー人材センター)	シルバー人材センター会員数 557人 受注件数 3,666件、就業延べ人数 34,929人 就業実績 181,204千円	B	今後もシルバー人材センターの運営を支援していく。
			継続	32	社会福祉課 (社会福祉協議会)	ボランティア養成講座の開催や介護支援ボランティアでの活動を通して高齢者の生きがいづくりの場を提供している。	B	継続して実施する
	18	・高齢者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	33	高齢福祉課	福祉有償運送団体の運転ボランティア募集記事や介護支援ボランティア事業の記事を、ホームページ・広報へ掲載し、自主的な社会活動参加を促した。	A	今後も情報提供、啓発に努め、活躍の場の提供に努める。
介護保険の充実	19	・介護を必要とする方のための情報の提供、訪問指導、訪問調査の充実	継続	34	高齢福祉課	介護認定を受けていない75歳以上高齢者(独居及び高齢者世帯に限る)に対して、地域包括支援センター職員が訪問し、安否確認や健康状態を確認した。 <実績> 高齢者訪問者数:1,801人 新型コロナウイルスによる電話対応者数:976人	B	民生委員、関係機関、地域住民等と連携し、充実に努める。
	20	・介護サービスの質の向上と充実	継続	35	高齢福祉課	介護支援専門員連絡協議会への参加や、各種介護サービス事業所との情報共有を行い、適正な介護サービスの供給に努めた。	B	介護サービスを必要とされる方が増加しているため、被保険者、事業者の理解を得つつ、必要な介護サービスの提供につなげていく。
	21	・地域ケアの推進とネットワークの支援	継続	36	高齢福祉課	医療・介護の関係者等の多職種相互の協働等により連携し、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行った。	B	今後も各種関係機関と連携し、ネットワークの拡充に努める。
			継続	37	社会福祉課 (社会福祉協議会)	地域包括支援センターと連携を図りながら地域の実情や地域課題を共有し、各地域で得た必要な情報を他の地域にも提供しました。	B	継続して実施する

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
介護保険の充実	22	・介護する家族の負担軽減のため介護者への支援	継続	38	高齢福祉課	非課税かつ要介護3以上または認知症のある要介護1以上のむつを使用高齢者宅へ、おむつを年4回配達し、経済的負担・買い物負担の軽減を図った。支給対象者 延べ1,345人。	B	国の交付金の交付要件の改正に準じて、令和3年7月支給分から支給要件の見直しを行った。交付要件改正の周知を図るとともに、該当する高齢者へのおむつの支給を継続する。
	23	・介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	継続	39	高齢福祉課	地域包括支援センターシステムにより、行政と地域包括支援センターとの情報共有をオンラインによる連携を行った。	B	地域包括支援センターと連携を図り、各種事業の推進を図る。
	24	・介護予防のための施策の推進	継続	40	高齢福祉課	事業対象者及び要支援者を中心に運動機能の維持向上を目的とした「元気ハツラツ教室」を実施しているが、新型コロナウイルスの影響によりR2年度は実施できず。利用者に対して電話による定期的な健康状態の確認、自宅でできる体操等を書面にて送付した。	B	今後も創意工夫を計りながら事業を実施する。
			継続	41	健康づくり推進課	地域で自主的に活動する介護予防団体に、立ち上げや運営を支援する補助金を交付し、活動を支援した。補助金交付団体数:新規1団体、継続10団体	A	継続して実施していく
	25	・認知症対策	継続	42	高齢福祉課	認知症である者及びその家族に対する支援に関し必要な事業として、認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームを設置した。また、認知症のある高齢者にキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊保護時の身元確認に役立てた。 <実績> 認知症地域支援推進員数…9人 認知症初期集中支援チーム数…4チーム 見守りキーホルダー・ステッカー事業新規登録者… 58名	A	今後も認知症施策を推進するため、認知症地域支援推進員または認知症初期集中支援チームを増員・増設する等を行う。 認知症で徘徊の恐れのある方への見守りキーホルダー・ステッカー事業への登録を推進し、早期の身元特定に努める。
生活支援の充実	26	・在宅福祉サービスの充実	継続	43	高齢福祉課	①緊急通報装置設置事業 新規設置台数 61台 ②配食サービス事業年間利用 129人 17,361食 ③愛の定期便事業 訪問回数 144回 配布本数 4,286本 ④ステッキカーチャー購入費助成事業 年間利用者 12人 ⑤移送サービス利用料金助成事業 年間利用枚数 12,115枚	A	今後も高齢者の増加に伴い事業費の確保と、必要な方に必要なサービスが提供できるよう努める。
	27	・年金、医療、保健などの情報の提供、相談の充実	継続	44	国保年金課	国・県や関係機関からのパンフレットなどを窓口に設置したほか、広報紙、ホームページ、メールマガジン等での情報の発信を行った。また、各担当者(出先機関を含む)への勉強会を実施し、窓口応対や相談業務の充実を図った。	A	今後も継続して実施する

環境整備の促進	28	・ハード、ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実	継続	45	高齢福祉課	介護認定を受けた被保険者が自宅で安全な生活が送れるよう小規模な住宅改修を行った場合に、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修給付費(介護予防住宅改修給付費)を補助。 居宅介護住宅改修 219名 介護予防住宅改修 99名	B	今後も介護保険制度に基づき実施する。
			継続	46	関係各課	宮和田の大規模改造工事においてスロープの設置を行った。高井小放課後子どもクラブ室の新築工事においてバリアフリーに配慮した計画とした。(公共施設整備課) 保育所の老朽化した箇所を修繕し環境整備に努めた。その他、民間施設立て替えに関し、随時相談に応じた。(子育て支援課)	A	今後も継続して実施する

施策の基本方向 (5) 障害者の自立した生活に対する支援

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
社会参画の推進	29	・障害者の特性を活かしたボランティアや就労の場の確保	継続	47	社会福祉課 (社会福祉協議会)	相談支援により、障害特性に応じた受給者証に基づき障害者セタつじ園、ふじしろの施設で就労支援B型の事業所で働く場の確保を設けてある。	A	継続して実施する
			継続	48	障害福祉課	社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターに「社会参加促進事業費補助金」を交付することにより手話通訳、要約筆記者の養成、傾聴ボランティア、点字、声の広報誌これらの事業を通してボランティアサークルへの加入につながるように努めた。予定していた手話講座はコロナウイルス感染拡大防止対策で中止となった。就労支援については、働く意思がありながら一般就労の困難な人に福祉的就労への支援を行い、就労へ結びつくための直接的な支援を行う就労移行支援事業所の利用へつなげる支援を行った。	B	社会福祉協議会のボランティアセンターの機能強化を進める。コロナウイルス感染予防対策を行い、安全で効果的な活動方法の検討を行い、事業を実施し、ボランティア層の拡大を図ります。障害者の雇用に関しては就労関係の事業所と連携を図り積極的な活用を支援していく。
	30	・障害者の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	継続	49	障害福祉課	障害福祉サービスの地域生活支援事業のメニューから社会参加の促進につながる事業の紹介や利用を促すなど障害者の社会参加支援に努めた。また、福祉サービスのしおりの記載内容を分かりやすく伝えるため、常に内容を見直しながら活用し、事業の案内など各種福祉サービスの情報提供を行った。	B	今後も引き続き実施していく。
	31	・障害者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供	継続	50	障害福祉課	障害者スポーツ大会を始め、各種イベント等の参加要請を、広報とりなどを通して広く市民に呼び掛けた。また県大会への同行支援や障害者団体のスポーツイベントの参加準備を進めていたが、コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。	B	今後も関係団体は勿論、幅広く情報提供を図り、社会参加の促進を図ると同時に障害者の心身の安全を優先に取り組んでいく。
			新規	51	ambi生涯学習課→ambi振興課	障がい者の社会体育施設の利用については、減免の対象として無料での利用が可能であり、障がい者のスポーツ活動へのサポート体制をとっている。さらには、車椅子の洗浄機の設置や身障者用多目的トイレの設置など施設面においてもサポートをしている。	B	今後も継続して支援を行っていく。
	32	・障害者差別解消法施行に伴う対応	新規	52	障害福祉課	障害者差別解消法並びに同法に基づく差別解消の促進に関する基本方針、職員対応要領に基づき、障害を理由とする不当な差別の取り扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供など、差別の解消に努めた。民間事業者が行う合理的な配慮の提供を支援するために、提供に係る費用を助成した。また、聴覚等に障害のある方が平等にサービスを受けられるように障害福祉課に手話通訳者の配置を行った。	B	多くの市民に障害を理解していただき、今後も障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取り組みを進める。

施策の基本方向(6)子育て支援体制の充実

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
保育施設等の地域への開放と支援	33	・地域子育て支援センターの充実	継続	53	子育て支援課	・一時保育事業（利用延べ人数 1,599人） ・子育て支援センター（利用延べ人数9,408人） 新型コロナウイルスによる影響のため人数減	A	充実した企画内容と、ケース検討会による相談時の対応の向上を図る。
	34	・学校、保育施設等の校庭・園庭開放	継続	54	子育て支援課	乳児の授乳、休憩等に施設を開放した。	A	今後も継続していく。
			継続	55	学年別生涯学習課→子ども青少年課	各小学校のグラウンドを一時利用して、放課後子どもクラブの活動を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
子育て支援の充実	35	・ファミリーサポート支援事業等の充実	継続	56	子育て支援課	・ファミリーサポートセンターで会員の管理（確保・育成・活用）、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズにそったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。 ・会員数470人（協力会員152人・利用会員299人・両方会員19人） ・利用件数1,591件 ・新型コロナ感染対策による学校休校の受け皿となった。	A	協力会員の偏りが生じているので、会員確保を積極的に実施していく。
	36	・子育てに関する情報の提供、相談体制の充実	継続	57	子育て支援課	・子育て支援センターにて子育てに関する情報の収集と交換を随時行った。 ・子育てに関する相談 支援センター（主に育児）相談件数 3,783件 ・家庭児童相談室（主に虐待やDVまで幅広い相談）相談件数649件(実人数)	A	今後も継続していく。
	37	・子育て支援情報の発信、強化	継続	58	子育て支援課	・月次SAYや窓口において、保育コンシェルジュによる子育て支援情報の発信を実施した。 ・「とりで子育てガイドブック」を発行した（2,000部）。 ・地域子育て支援センターにてLINEを導入し、利用者への情報発信に努めた。	A	今後も継続し、活動の場を広げていく。
	38	・子育てネットワークへの支援	継続	59	子育て支援課	・支援センターを一般に開放し、発達支援センター利用者や保育所利用者の交流の場を設定し、情報交換の場やネットワークの土壌を提供した。	B	自発的なネットワーク活動となるよう取り組んでいく。
	39	・公共施設でのバリアフリー化及び保育施設など子育て環境整備	継続	60	公共施設整備課	宮和田小の大規模改修工事においてスロープの設置を行った。高井小放課後子どもクラブ室の新築工事においてバリアフリーに配慮した計画とした。	B	引き続き、公共施設の新築・改修の際、バリアフリー化を行っていく。
			継続	61	子育て支援課	・老朽化した箇所を修繕し環境整備に努めた。 ・民間施設立て替えに向け、随時相談に応じた。	A	引き続き、子育て環境の整備に努めていく。

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
子育て支援の充実	40	・学校における相談事業の充実	継続	62	指導課→教育総合支援センター	市内小中学校で教育相談部会システムの導入に伴い、教育相談主任を配置した。2名のスクールカウンセラー・スーパーバイザーを配置して教育相談の充実	A	教育総合支援センターを核とした相談体制の強化
	41	・食育の推進	継続	63	学務給食課→保健給食課	新型コロナウイルス感染症対応下において、感染症予防をしながら食事ができるように、児童生徒に対して食育指導を実施した。また、家庭配布用献立表を配布し、給食を通じて家庭でもバランスよく食べることの大切さを伝えることに努めた。	A	今後も継続して実施していく。
			継続	64	子育て支援課	各保育所5歳児が考えたリクエスト献立の導入（年14回）によりバランスのよい食事について考える機会を設け、併せて周知した。ほか給食会議を年12回、給食だよりを年12回発行した。	A	今後も、継続して取り組む。
			継続	65	健康づくり推進課	農業体験から食事を行い、子どもの食に対する理解や経験の重要性を深めるための子ども食堂を実施する団体に補助金を交付し、支援した。	A	継続して実施していく。 ※補助金交付は令和3年度まで
			継続	66	指導課	家庭科、特別活動、総合的な学習の時間における指導の充実	A	今後も継続指導
			継続	67	保健センター	食育計画に基づきライフステージにおける食育の推進を実施した。主に離乳食教室や各種健診の際に管理栄養士から集団指導や個別指導を実施している。 離乳食教室：170名 育児相談：138名 健康診査：736名	A	離乳食教室について質問の多い開始して間もない前期と後期に実施し食育の推進に努める
	42	・性同一性障害等性的少数者に係る児童生徒に対する対応の実施	新規	68	指導課→教育総合支援センター	養護教諭、スクールカウンセラー、学年職員を中心とした個別のケース会議を実施	A	今後も継続指導
			新規	69	障害福祉課	児童生徒の障害や発達に関する窓口相談や個別面談において相談の中で児童生徒の保護者に対し、相談支援の範囲内で間接的に実施した。	B	今後も引き続き実施していく。
	43	・地域における子育て支援体制の構築促進	継続	70	砵*→生涯学習課→子ども青少年課	全市立小学校で厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的に行う「放課後子どもクラブ」を開所し、異学年との交流や遊び、外部ボランティアによる体験学習等の場を提供した。	A	今後も継続して実施していく。
			継続	71	公民館→生涯学修課	新型コロナウイルス感染予防の為に、親子で楽しめる講座の開催が困難となり中止となつた。	B	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。令和3年度事業についてはコロナ対策を行った上で実施を検討し、今後も継続して取り組んでいく。

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
子供の交流場所の整備	44	・子供や保護者のニーズの把握と調査	継続	72	砵 ^{ボウ} - _ウ 生涯学習課→子ども青少年課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各放課後子どもクラブで保護者会は実施せず、新入生の説明会のみに規模を縮小した形で実施した。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	73	子育て支援課	「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」などに基づき、令和元年度に「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、進行状況を確認した。	A	策定した事業計画の進行管理を実施していく。
			継続	74	健康づくり推進課	取手ウェルネスプラザの指定管理者より年1回の利用者アンケート調査を実施し、キッズプレイルームを利用する保護者のニーズを把握している。	A	引き続き実施していく。
子供の交流場所の整備	45	・「子供の居場所づくり」の整備、運営の充実	継続	75	砵 ^{ボウ} - _ウ 生涯学習課→子ども青少年課	放課後の子供の居場所づくりとして、全市立小学校で放課後子どもクラブを開所し、保護者の就労の有無を問わず放課後児童の健全育成を図る。なお、利用児童が多い放課後子どもクラブでは専用建物の建設や学校の利用可能教室を活用するなど利用児童の増加に対応した。	A	今後も継続して実施していく。
			継続	76	子育て支援課	不特定多数の親子が利用する子育て支援センターでは、参加しやすい事業内容を企画し、子どもの居場所作りの役割を担った。	A	居場所の提供プラス親支援もできる事業内容も強化していく
			継続	77	健康づくり推進課	取手ウェルネスプラザの指定管理者より年1回の利用者アンケート調査を実施し、キッズプレイルームを利用する保護者のニーズを把握している。	A	引き続き実施していく。
小児医療費の助成	46	・中学校卒業までの子供の医療費の負担軽減	継続	78	国保年金課	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、子どもに係る医療費の自己負担の一部を助成した。 「ぬくもり医療支援事業」助成対象者数／4,898人	A	今後も継続して実施する

施策の基本方向(7)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
ひとり親家庭の福祉と自立の支援	47	・経済的支援の促進	継続	79	子育て支援課	・児童手当 支給件数125,433件（R2年度） ※中学校卒業（15歳）までの児童を養育している方を対象に支給を行った。	A	・今後も継続する。
			継続	80	学務給食課→学務課	令和2年度実績 就学援助制度認定者数 小学校581名 中学校314名	A	引き続き、就学援助制度の周知を図り、適正な支給に努める。
	48	・住宅支援にかかる情報提供の充実	継続	81	子育て支援課	・「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」相談件数（住宅資金・転宅資金）0件 ・ひとり親家庭になった方にパンフレット（茨城県作成「ひとり親家庭のみなさんへ」）を配布し貸付制度の紹介をしている。	A	住宅支援にかかる様々な情報を紹介できるよう情報収集していく。
	49	・相談体制の充実	継続	82	子育て支援課	ひとり親家庭になった方に配るパンフレットをもとに各種支援制度の説明と案内をしている。	A	今後も継続する。
			継続	83	指導課→教育総合支援センター	教育相談部会、教育相談主任のほか、学校連携支援員などを配置して、早期対応への体制の充実	A	今後も継続
			新規	84	障害福祉課	相談内容に応じ関係各課はもとより、他の機関と連携して専門機関につなげるなど連携の強化を図り相談支援に努めた。コロナウイルス感染拡大防止を進める中で相談者個々の状況に合わせ柔軟に相談対応を行った。	B	今後も引き続き実施していく。
	50	・人権相談窓口の設置	継続	85	広報広聴課→市民協働課	市への相談において「ひとり親家庭の福祉と自立の支援」についての相談があった際には、話をうかがい、内容の確認をして関係部署へ案内を促している。	A	関連機関との連携を図っていく。
	51	・ひとり親家庭への医療費助成	継続	86	国保年金課	社会的、経済的および精神的負担の大きい、ひとり親家庭（母子・父子）の医療に係る医療費の負担軽減を図った。 「医療福祉費助成制度（マル福）」 助成対象者数／母子家庭1,413人・父子家庭148人	A	今後も継続して実施する
	52	・児童扶養手当の支給	継続	87	子育て支援課	児童扶養手当支給件数 649件 ※所得に応じて43,160円～10,180円（1人）の支給を行った。	A	今後も継続していく
	53	・ひとり親家庭、配偶者等からの暴力による被害者の就業支援	継続	88	子育て支援課	・JR定期券割引証明書発行 交付134枚 ・高等職業訓練給付金等促進事業 5名 ※児童扶養手当受給世帯の方を対象に、通勤定期（JRのみ）の割引や就職に有利な資格取得に要する就学期間の給付金支給事業を行った。	A	今後も継続していく

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
性的な少数派に係る人々への対応	54	・性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への差別や偏見に対する相談・支援体制の整備	継続	89	広報広聴課→市民協働課	令和2年度において、毎月定例の無料人権相談で、性的な少数派に関する相談内容はなかった。相談があった場合に適切な対応が出来るように、性的多様性について認識を深めた。また、関連する専門的な相談窓口の案内先を紹介する。	A	現代社会における性的多様性についての認識を深め、丁寧な対応を心がける。
			新規	90	指導課→教育総合支援センター	養護教諭、教育相談主任、県・市スクールカウンセラー、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校連携支援員などを交えたケース会議等の充実	A	継続的な支援体制の構築と推進
			新規	91	障害福祉課	障害者に関する理解、外見からわかりにくい障害の特性など職員に対し障害に対する理解を深め、窓口における障害者への配慮を心がけ障害者差別に繋がることが無いよう職員の資質の向上に努めた。	B	今後も引き続き実施していく。
			新規	92	人事課	LGBT研修を平成28年度から毎年実施しており、職員の理解度を深めている。	B	今後も継続して実施していく。
			新規	93	市民協働課	専門の相談窓口はないが関係課と調整をしつつ、市ホームページで既存の相談窓口を紹介した。また、支援として、市で使用している様式について性別欄が削除できないかを令和元年度に全庁で確認し、不要な性別欄は削除した。令和2年度も引き続き、新たな申請書等の様式を作成する際には性別欄について考慮するように4月に全庁に呼びかけた。	A	状況を見ながら相談・支援体制について検討していく。また、不要な様式の性別記載欄について、全庁で引き続き対処していく。

●主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援

施策の基本方向(8)生涯を通じた男女の健康の保持増進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
生涯にわたる健康づくり	55	・思春期、更年期、老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり（性差医療を含む）の普及・啓発及び情報提供、健康相談の充実	継続	94	保健センター	思春期はレッツトライ高校生講座、更年期に向けてレディースティ健診実施した。	A	引き続きライフステージ毎の健康づくりの普及・情報提供を実施していく。
			継続	95	ambi-生涯学習課→生涯学習課	中学校入学前の保護者を対象に思春期講座を予定していたが、新型コロナウィルス感染予防の為、中止とした。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	96	健康づくり推進課	介護予防事業の実施や地域での健康づくりを支援した。	B	継続して実施していく
健康診査等の充実	56	・市民の健康増進を図るために各種健康診査等の充実	継続	97	保健センター	胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、ヘルスアップ健診、骨粗しょう症健診、歯周疾患検診の実施。若い世代から関心を持っていただくためレディースティ健診（子宮・乳・ヘルスアップ健診のセット健診）を実施した。	A	早期発見のため、がん検診未受診者の受診勧奨を実施していく。
各種がん検診の受診促進	57	・がんに対する正しい知識の普及・啓発及びがん検診を受けやすい体制の整備	継続	98	保健センター	20代30代の女性に子宮がん・乳がん検診の個別通知を実施。少人数制・託児付きで女性スタッフが対応するレディースティ健診では、女性の体の変化の特徴と病気について集団指導で説明している。	A	女性が健診を受けやすいような体制環境づくりに努めていく。
		・がんに対する正しい知識の普及・啓発	継続	99	指導課	保健の指導において、全学校で指導している。	A	資料、GT（ゲストティーチャー）等の活用で啓発を継続
ゲートキーパー養成研修	58	・身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つゲートキーパーの養成研修を実施。	継続	100	保健センター	庁内関係課と社会福祉協議会で実施する「自殺予防対策会議」を開催し、人材育成事業として研修会を開催している。R2は4回実施。ゲートキーパー養成講座は新型コロナウィルス感染予防のため中止となった	A	研修会の開催や参加者募集について関係課の協力を得られている。今後も会議を通じて、研修対象者を募るが、新型コロナウィルス感染症の対策を踏まえた研修を検討していく。

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
メンタルヘルス事業の充実	59	・心の健康づくりに関する情報の提供、啓発、相談体制の充実	継続	101	保健センター	月1回、精神科医によるこころの健康相談を実施、精神保健福祉士や保健師の随時相談や訪問を行った。	A	広報やHPで周知する。新型コロナウイルス感染症対策で相談機関一覧配布を増やし対応していく。
			継続	102	人事課	毎月、心の健康相談を実施するとともに、毎年、ストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調を防止する体制を整えている。	A	今後も継続して実施していく。
介護予防対策の推進	60	・介護予防ケアマネジメントの作成による介護状態移行者の抑止	継続	103	高齢福祉課	事業対象者または要支援者に対し、高齢者の自立支援を目的として要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的・効率的に提供されるよう必要な援助を行う。 <実績> 介護予防ケアマネジメント年間作成数:3,651件	B	今後も同様に実施していく。

施策の基本方向 (9)妊娠・出産などに対する健康支援

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	61	・男女がお互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、相互の意思を尊重していくための意識の啓発	継続	104	保健センター	レッツトライ高校生講座で、男女の心と体の変化や仕組みを理解し、妊娠出産について考える機会を設けている。 出産後、夫婦間で子育てを共有できるようプレママ・プレパパ教室で指導している。	A	妊娠や出産について、お互いの意思を尊重できるような意識の啓発をしていく。
				105	指導課	家庭科、特別活動において全校で指導している。	A	今後も継続
				106	障害福祉課	窓口相談や個別面談において相談の中で関係各課と連携を図りながら相談支援の範囲内で間接的に実施した。	B	今後も引き続き実施していく。
妊娠・出産等における母子の健康管理	62	・妊娠期、出産期においての母性、父性の重要性についての周知、及び健診検査、保健指導、健康教育の充実	継続	107	保健センター	妊娠届け出時の面談による確認、プレママ・プレパパ教室で周知、BP1プログラムで母子の愛着形成に向けた支援の実施	A	子育て包括支援センターの役割として、妊娠届出時から、個別に対応し保健指導を実施していく。
女性の健康づくり支援	63	・発達段階に応じた性教育、保健安全教育の充実	継続	108	指導課	理科、家庭科、保健、特別活動、総合的な学習の時間において発達段階に応じた指導を実施	A	今後も継続
女性の健康づくり支援	64	・避妊、中絶等に関する相談、健康教育の実施	継続	109	保健センター	レッツトライ高校生講座上で、避妊について説明している。 随時の電話相談等で個別対応している。若年妊娠者については、出産後も重点的に訪問し、支援している。	A	高校生講座の継続的な実施と個別相談も随時実施していく。
妊婦健康診査費の助成	65	・妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及、及び望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教育の充実	継続	110	保健センター	市内高校在学生を対象に、望ましい妊娠や出産に向けた体づくりやライフプランを考えるレッツトライ高校生講座を実施した。 産婦人科医による講義：4校 参加人数782名	A	高校の養護教諭を交えた実行委員会を運営し、高校の実情に合わせた開始時期、運営方法を検討していく。
妊婦健康診査費の助成	66	・妊婦健康診査に要する経費の助成	継続	112	保健センター	妊婦健康診査（全14回）：延べ6,776件 産婦健康診査（2回）：902件	A	継続して実施していく。
不妊治療費の支援	67	・不妊治療に要する経費の一部助成	継続	113	保健センター	特定不妊治療費助成事業：申請者実数37名、延べ人数114名	A	継続して実施していく。

施策の基本方向(10)健康をおびやかす問題についての啓発・充実

具体的施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
HIV／エイズ・性感染症対策	68	・市広報紙、リーフレットなどによる正しい知識の普及及び情報提供、相談体制の充実	継続	114	保健センター	レッツトライ高校生講座やフレママ教室で性感染症予防を啓発した。	A	保健所・学校と連携し継続実施していく。
	69	・学校、生涯教育の場での防止対策の啓発	継続	115	指導課	全学校において、保健、学級活動、道徳科において指導を実施	A	今後も継続
			継続	116	学務給食課→保健給食課	保健学習の中で、感染症予防の知識を身につけるように努めた。	A	引き続き、授業等を通して保健学習を実施し、正しい知識の普及・啓発に取り組む。
			継続	117	ambi-生涯学習課→生涯学習課	公共施設にて関係機関依頼のHIV／エイズ・性感染症対策に関するチラシ・ポスター等の配置を行い、啓発体制を整えている。	B	今後も関係機関と連携して啓発を行っていく。
薬物乱用防止対策	70	・情報提供と相談体制の充実	継続	118	社会福祉課	薬物乱用防止協議会へ参画し、様々な相談に対応できるよう、相談窓口の紹介等を行う。	A	引き続き、協議会において情報の共有並びに相談体制の強化を図る。
	71	・学校、生涯教育の場での防止対策	継続	119	指導課	全学校において、保健、学級活動、総合的な学習の時間等で実施	A	今後も継続
			継続	120	学務給食課→保健給食課	学校内に薬物乱用防止啓発ポスターの掲示や講習会の実施など、薬物乱用がもたらす心身への影響等の理解を深めることができた。	A	引き続き、学校内に啓発ポスターなどを掲示し、正しい知識の普及・啓発に取り組む。
			継続	121	ambi-生涯学習課→生涯学習課	公共施設にて関係機関依頼の薬物乱用防止に関するチラシ・ポスター等の配置を行い、啓発体制を整えている。	B	今後も関係機関と連携して啓発を行っていく。
	72	・薬物乱用防止のための啓発	継続	122	社会福祉課	電ヶ崎保健所管内並びに市内のイベント等において、協議会委員である保護司による、啓発活動を行った。	A	引き続き、「社会を明るくする運動」としての薬物乱用防止に力を入れていく。
飲酒・喫煙防止の啓発	73	・飲酒、喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発、情報の提供	継続	123	保健センター	健康相談時に肺年齢を測定し、COPDの早期発見と普及啓発を行った。肺がん検診受診者で禁煙希望者に禁煙外来の案内送付。乳幼児健診検査問診票で、保護者の喫煙状況を確認し、乳幼児の受動喫煙の弊害について周知している。 特定健診等で血糖や肝機能異常の方に訪問等で指導した際、飲酒者には保健指導を実施した。	A	世界禁煙デーや禁煙週間に合わせた啓発活動、健診受診者へ生活習慣病重症化予防と合わせた禁煙・飲酒の情報提供や健康相談を実施していく。
			継続	124	指導課	全学校において、保健、学級活動、総合的な学習の時間等で実施	A	今後も継続
			継続	125	ambi-生涯学習課→子ども青少年課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未成年者喫煙防止キャンペーンが中止となつたが、啓発活動についてのポスターを掲示した。	B	関係機関(日本たばこ協会等)から啓発物の配布やキャンペーンへの参加協力等依頼があった場合は実施していく。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

●主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

施策の基本方向 (1)家庭生活における男女共同参画の推進（女性活躍推進法の推進計画関係）

具体的な施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
家庭生活における男女共同参画の推進	74	・家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	継続	126	市民協働課	男性の家事における意識改革啓発として、簡単に作れる料理を紹介する「市長と作ろう！おとう飯」料理動画を3本作成し、市公式YouTubeで公開した。コロナ禍で家にいることが多い中、普段料理をしない男性が家事・料理に挑戦するきっかけ作りとなった。また、動画公開について内閣府男女共同参画局の「おとう飯」キャンペーンサイトや市のホームページに掲載、男性の意識改革について啓発することことができた。	A	引き続き、男性の意識改革をテーマに事業を実施していく。また、広報や情報誌などを利用して周知を図っていく。
						「#papistry-パパトライ-」生涯学習課→生涯学習課 公共施設等にて研修会、講習会等の案内チラシを配布するなどの情報提供を行った。	B	今後も同様に実施する
						就労活動時の一時保育やファミリーサポートセンターの利用をパンフレット等でPRした。	A	引き続きパンフレットやホームページ等でPRを続ける。
家庭生活における男女共同参画の推進	75	・男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	継続	129	市民協働課	人事課と共に、市管理職を対象としたイクボスセミナーを実施した。仕事と家庭の両立、仕事と仕事以外の両立を可能にする仕事の仕方やマネジメントについて研修を行った。また、家事・育児を見える化して家族での両立を考えてももらう「家事・育児シェア」パンフレットを作成し、保健センターの協力によりプレパパ教室や新生児赤ちゃん訪問の際に配布した。	A	引き続き、多面的に啓発や参加促進を実施していく。
						市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	今後も継続して実施していく。
						「#papistry-パパトライ-」を配布し、子育てにおける男女共同の意識啓発に取り組んだ。	B	今後も継続する。
家庭生活における男女共同参画の推進	76	・男女が家事・育児・介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	継続	132	保健センター	プレママ教室：年9日間（3回×3回） 参加人数120名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加人数164名 新型コロナウイルス感染症対応で、個別でも実施した。	A	新型コロナウイルス感染症予防のため、少人数での実施や状況により個別対応で開催していく。
						男性講座事業を実施。 ①男性講座 ②男性料理教室 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業を中止した。	B	今後も同様に実施していく。
						市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	今後も継続して実施していく。

施策の基本方向 (12)地域社会における男女共同参画の推進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
地域社会、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	77	・自治会等地域活動、地域コミュニティづくり、まちづくりセミナー等への男女の参画の促進、啓発及び支援	継続	135	市民協働課	・地域コミュニティ活動が活発に展開されるように、地区補助金を交付した。 ・今年度は中止となってしまったが、「女と男ともに輝くとりでの集い」実行委員には地域コミュニティづくりを担う団体(地女連・青年会議所などのメンバーも加わっており、地域活動の中で男女共同参画意識の啓発を行った。	A	引き続き、各地域において、男女を問わず参加しやすいイベント等を積極的に開催するように市政協力員(自治会代表者)に依頼する。
			継続	136	学び・生涯学習課→生涯学習課	地域活動団体の要望に応じて、リーダーバンク登録者を出前講座の講師として派遣できる体制を整えている。	B	今後も引き続き継続していく。
	78	・地域活動リーダーの育成	継続	137	市民協働課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために、研修会や意見交換会を実施した。	A	地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために、引き続き研修会や意見交換会を実施する。
情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	79	・各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	継続	138	市民協働課	コロナ禍における新たな生活様式に対応していくための活動支援として、市内女性団体「レディースフォーラム」とりで」と、オンライン議開催方法のレクチャーを実施した。また同団体とは、次期男女共同参画計画策定時の子ども向け啓発について意見交換を行った。グループ間の情報交換やネットワーク化に一定の役割を果たしている。	A	引き続き、各団体のニーズに応じた支援を行っていく。
			継続	139	学び・生涯学習課→生涯学習課	市内小中学校及び幼稚園の保護者から構成される家庭教育学級において、男女共同参画事業の周知及び参加を呼びかけている。	B	今後も引き続き呼びかけを行う。
	80	・女性団体等による調査、提言事業への支援、女性による提言の積極的活用	継続	140	市民協働課	NPO活動やボランティア活動への女性参加の割合は比較的高いので、その団体情報の積極的な収集と発信及び各活動についての意見や提言などの積極的な活用に努めた。	A	引き続き団体情報の収集・発信に努め。団体間のネットワークを構築できるよう支援する。
			継続	141	学び・生涯学習課→生涯学習課	取手市地域女性団体連絡会に対して、運営を支援するために補助金を交付するとともに、情報や意見の収集をした。	B	今後も継続して実施する。
ボランティア活動への支援	81	・ボランティア及びコーディネーターの人材育成、人材リストの作成、ボランティア相談窓口の充実	継続	142	市民協働課	市民協働基本方針に基づく推進体制として、令和2年度も引き続き市民協働推進員を全課に1名づつ任命。オンライン研修を実施し、庁内の協働意識の向上を図った。市民活動団体の活動拠点となる市民活動支援センターでは、専任職員が相談業務等を行うとともに、各団体の活動状況の情報発信をはじめ各種情報の収集・提供を行い、市民活動を側面から支援した。	A	引き続き、協働連携・意識改革を目的にセミナー等を企画する。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として相談業務及び各種情報の収集・提供をより一層充実させる。
			継続	143	社会福祉課 (社会福祉協議会)	12種類の養成講座のうち5講座を開催し、ボランティアの育成を図った。ボランティア団体一覧をホームページに掲載し、ボランティア活動を始めようとしている方に内容をわかりやすく告知している。	B	継続して実施する

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
ボランティア活動への支援	82	・ボランティア活動の啓発、ボランティア情報誌の発行支援	継続	144	市民協働課	・インターネットの市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」で市民活動団体の活動や情報発信がスムーズにできるように支援を行った。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を作成し公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。 ・コロナ禍における活動支援として「リモートボランティア講座」をNPO・ボランティア団体向けにインターネット配信で実施。リモートボランティアの実例紹介講座や実際に実施している団体の報告を配信することにより、新たな生活様式に対応していく活動のきっかけ作りを支援した。	A	引き続き市民活動情報サイトは利用団体からサイトに関する意見収集の機会を設け、利用者のためにより良いサイト運営を目指す。 新しい生活様式に対応していくためのボランティア活動支援を引き続き実施していく。
			継続	145	社会福祉課 (社会福祉協議会)	月1回のボランティア情報誌を発行し、活動の状況、イベント情報、助成金情報等を掲載。取手市のボランティア活動を広く市民に向けて広報した。	B	継続して実施する
	83	・ボランティア休暇制度の普及	継続	146	人事課	ボランティア休暇（1年間で5日）は、平成9年度から制度化している。令和2年度の取得実績はないものの、休暇制度の対象にはならないボランティア活動・地域貢献活動は、多くの職員が行っている。	B	今後も、庶務担当者研修会等を通して、継続的に周知していく。
			継続	147	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
環境保護活動への参画の支援	84	・環境保護活動に参加したい方への情報提供	継続	148	環境対策課	市広報及び市ホームページ等への情報掲載並びに、庁舎等へ環境保護活動に関するポスターを掲示し情報提供を図った。	A	今後も多種多様な方法で必要な情報提供を行っていく。
	85	・環境保護活動団体への支援と育成	継続	149	環境対策課	取手市里山保全整備事業として環境保護活動団体へ補助金を交付するとともに、環境保護活動団体が主催する事業に職員がスタッフとして参加し環境保護活動団体への支援を図った。	A	継続して実施する
	86	・男女が共同して環境保護への高い関心と豊富な知識と経験を各分野へ反映させるための取り組み	継続	150	環境対策課	市民及び在勤在学者を対象とした環境講座の開催や職員が講師となり行う環境出前講座などを通し、環境保護への関心と知識を高めた。	A	継続して実施する
地域における安心・安全のまちづくりの推進、啓発、情報の提供	87	・自主防災組織など防災の現場における男女の参画の促進、情報の提供	継続	151	安全安心対策課	防災訓練に参加された方の中には女性の方もあり、その方々からいただいた意見を基に、性別に関係のない快適な避難所運営の参考にしている。 また、防災に関する出前講座では女性団体等も含まれており、防災における男女共同参画について周知を行っている。	B	引き続き出前講座や防災訓練を通し防災における男女共同参画を推進していく。
			継続	152	消防本部	日本消防協会が主催するラジオ放送に出演し、女性消防分団員が行っている火災予防や救命講習などの啓発活動について発表した。また、女性消防団員が参加した自主防災訓練や救命講習会における指導では、女性ならではのきめ細やかな指導に対し高い評価を得ているとともに、女性住民の防災意識の高揚と参加増進に努めた。	A	引き続き女性消防分団員の募集と合わせ、女性ならではの活動を展開する。
	88	・地域防犯体制の強化のための男女の参画の啓発、情報の提供及び共有	継続	153	安全安心対策課	毎年キャンペーン活動、地域安全大会等のイベントを行い、各支部に参加していただきたい。その中で婦人部で結成している支部があり、そちらにも参加していただきたい。	B	引き続き実施していく。

施策の基本方向(13)男性にとっての男女共同参画の推進（女性活躍推進法の推進計画関係）

具体的施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
男性の家庭や地域への参加支援、意識啓発(女性活躍推進法の推進計画関係)	89	・男女が家事、育児、介護、地域活動等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加支援	継続	154	休・生涯学習課→生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	今後も継続して実施する。
				155	子育て支援課	「#papistry-パパトライ-」を配布し、子育てにおける男女共同の意識啓発に取り組んだ。	B	今後も継続する。
	90		継続	156	高齢福祉課	生活支援体制整備事業として、地域包括支援センターを中心高齢者における地域課題を明確にし、支え合いや助け合いに向けて、関係機関等との連携を強化していく。 (地域ささえあいづくり協議会等) 計31回 ①市開催 :1回 ②各圏域での開催 : 30回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催・オンライン開催したものも含む。	A	今後も継続して実施しながら、各圏域ごとの課題解決に向け、地域における様々な年代の担い手を増やしていく。
	・男性が家事、育児、介護、地域活動等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加支援	157		保健センター	プレママ教室：年9日間（3回×3回） 参加人数120名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加人数164名 新型コロナウイルス感染症対応で、個別でも実施した。	A	新型コロナウイルス感染症予防のため、少人数での実施や状況により個別対応で開催していく。	
男性型の働き方等の見直し及び推進(女性活躍推進法の推進計画関係)	91	・長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるような体制づくり	継続	159	人事課	新型コロナウイルス感染症対策等により、長時間労働を行った職員数が昨年度よりも若干増加したが、ノーギャバーナーの周知や所属長へのヒアリング等を行うことで、長時間労働の削減に努めた。	B	突発的な業務が発生した場合でも特定の職員に負担が集中しないよう、柔軟な職員の配置や業務分担ができる体制を構築していく。
				160	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	92	・男性の育児休業の取得率の向上に向けた職場環境づくりの推進及び取得状況の情報開示	継続	161	人事課	男性の育児休業取得に向けて、配偶者の出産に伴う手続きの際など、対象者に制度等を丁寧に説明することで、令和2年度も複数の男性職員が育児休業を取得した。また、管理職員を対象とした「イクボスセミナー」を実施し、育児休業を取得しやすい環境の構築に努めた。	A	今後も継続して実施していく。
				162	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。

●主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策の基本方向(1.4)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大（女性活躍推進法の推進計画関係）

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
審議会・委員会等への参画・登用の推進	93	・審議会委員等の女性登用の促進、登用率の向上	継続	163	関係各課	令和2年4月1日現在 女性委員割合が多い審議会 ・男女共同参画審議会(委員7名中、女性4名)市民協働課 ・民生委員推薦会(委員8名中、女性6名) ・図書館協議会(委員8名中、女性5名)図書館 ・教育支援委員会(委員16名中、女性10名)指導課 ・社会教育委員会 (委員10名中、女性7名)スポーツ生涯学習課	A	男女共同参画庁内推進会議にて引き続き、男女の比率に留意してもらえるよう各部長に協力を依頼していく(市民協働課)。
	94	・審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上	継続	164	関係各課	審議会等委員の一般公募委員の状況 令和2年4月1日現在、 54審議会等のうち、4つの審議会で一般公募委員が9名。 ・男女共同参画審議会(公募委員2名のうち女性1名)市民協働課 ・政治倫理審議会(公募委員3名のうち女性1名)総務課 ・緑の審議会(公募委員2名のうち女性0名)水とみどりの課 ・環境審議会(公募委員2名のうち女性2名)環境対策課	B	男女共同参画庁内推進会議にて引き続き、一般公募委員登用に留意してもらえるよう各部長に協力を依頼していく(市民協働課)。
	95	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考などに活用	継続	165	市民協働課	人材バンク登録自体は実施していないが、府内で市民委員などの人選依頼があった場合は、公平な視点があり男女共同参画に見識が高い関係市民を推薦している。	B	一般公募された市民の状況を把握するなど、府内の人才活用の仕組みを検討していく。
	96	・参画状況の定期的調査の実施、情報の提供、意識の啓発	継続	166	市民協働課	内閣府実施調査(毎年5月)時に府内に向け、参画状況の周知、女性委員不在の審議会の解消依頼、併せて市独自調査(要綱に基づく協議会など)を実施した。結果は、実績報告者や重点事業マネジメントシートでの公表をした。また、統計とりでで、データを掲載した。	A	引き続き、情報の提供を行い、意識の啓発を図る。

施策の基本方向(15)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
各部・課内の職務の見直し	97	・職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	継続	167	人事課	職員から提出された人事配置自己申告票の記載内容、人事ヒアリングを参考に人事配置を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
	98	・男女均等な職員研修による人材育成	継続	168	人事課	男女の区別なく全ての職員に対し、研修の機会を付与している。	A	今後も継続して実施していく。
職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	99	・男女共同参画社会への学習機会の確保	継続	169	人事課	担当部署と連携を図り、男女共同参画、人権問題等の研修に参加している。	B	今後も継続して実施していく。
管理職への女性の積極的登用	100	・人事評価制度を踏まえた、女性職員の能力と適性に応じた職域の拡大、登用及び昇進	継続	170	人事課	管理職を含め、全職員を対象に人材育成を踏まえた人事評価研修を実施するとともに、女性職員の管理職登用及び昇進を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
女性の視点を活かした政策の推進	101	・市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用	継続	171	政策推進課	市制施行50周年記念事業府内プロジェクトチーム員16名中、女性職員6名。	A	他にも多くの機会で女性視点の意見が反映できるように試みる。

施策の基本方向(16)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
事業所における女性社員の登用・職域の拡大	102	・女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	継続	172	市民協働課	「次世代女性活躍のひみつ(パンフレット)」と「次世代女性活用セミナー-DVD」を商工会へ配布し、女性登用に関する意識啓発を図った。 また、次期男女共同参画計画策定のため、従業員10名以上の市内企業に職場での男女共同参画に関するアンケート調査を実施。子育て中の女性が働きやすい職場環境改善に関する各企業のニーズや実態について情報を得た。	B	アンケートの結果を分析し、今後の反映できるよう、今後も引き続き情報を収集していく。
				173	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	103	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の取組事例の収集及び紹介	継続	174	市民協働課	茨城県主催の女性管理職等ロールモデル情報発信事業に市内の企業の女性管理職を令和元年度に推薦。令和2年度も引き続き県内配布の情報誌やリーフレット、県ホームページに事例として紹介された。	A	関係課と連携し、市内企業で活躍する女性や、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を取り上げ、ホームページ等で発信するなど、意識啓発を推進していく。
				175	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
自治会、町内会等、地域における女性の参画拡大	104	・地域づくりにおいて、女性の能力が十分に發揮される機会の創出	継続	176	市民協働課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために、研修会や意見交換会を実施した。	A	地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために、引き続き研修会や意見交換会を実施する。
企業経営者等に対する啓発	105	・企業経営者等を対象とした意識の啓発、情報の提供	継続	177	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
		・入札参加業者に対する共同参画社会的貢献度評価加点制度導入の検討	新規	178	管財課	県では入札参加資格申請時に女性職員数の割合等により評価加点制度を実施しているが、取手市では実施していない。	D	取手市では競争入札参加資格申請において女性参画推進を目的とした加点制度を導入する予定はなく、今後においても、取手市競争入札参加者の資格等に関する規程のとおり、過去2年間に本市の工事を施工した工事成績に応じて主観点数を加点する制度を実施していきます。

施策の基本方向(17)男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
国・県等が開催する学習会等に対する支援	106	・各種情報提供の充実、啓発	継続	179	市民協働課	他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
	107	・女性リーダー等養成講座への支援、充実	継続	180	市民協働課	他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
人材育成講座の開催	108	・まちづくりのリーダーとなる女性を育成する講座の開催	継続	181	市民・生涯学習課→生涯学習課	取手市地域づくり型生涯学習推進委員会を設置し、取手の地域づくりに向けて会議・講座を実施した。	B	今後も継続して実施する。
	109	・女性団体、PTA等各種団体の人材育成や指導者養成	新規	182	市民・生涯学習課→生涯学習課	取手市地域女性団体連絡会の活動に補助金を支出し、女性の指導者養成や人材育成を支援している。	B	今後も継続して実施する。
ネットワークづくりの推進及び交流機会の充実	110	・ネットワークづくりの推進	継続	183	市民協働課	「レディースフォーラムとりで」のメンバーは女性団体グループに属している方が多く、R2年度に実施したオンライン講座レクチャー会や子ども向け啓発事業の意見交換会開催の場でグループ間の情報交換やネットワーク化のきっかけづくりをしていただいた。	A	引き続き実施する。
	111	・自主学習グループへの支援と育成	継続	184	市民協働課	市民団体の活動成果報告会への出席や、各団体での個別要請に応じた支援を実施した。	B	引き続き実施する。

●主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

施策の基本方向(18)子供の頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	112	・男女共同参画に関する法律知識の周知	継続	185	市民協働課	市ホームページにて国や県などの情報を掲載し、市民への周知を図った。	A	引き続き、広報や情報紙などを利用して周知徹底を図っていく。
	113	・「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	継続	186	市民協働課	市ホームページにて条例と計画の説明記事を掲載しているほか、図書館や市民情報コーナー等でも計画書を閲覧に供している。	A	引き続き周知徹底を図っていく。
	114	・男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「広報とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	継続	187	市民協働課	R2年度は男女共同参画情報紙「風」を広報とりで11月号の特集とし、職場・家庭・地域での多様な生き方について、情報を発信した。併せて市ホームページにも掲載している。	A	引き続き、情報紙や広報誌を利用して啓発活動を行っていく。
			継続	188	広報広聴課→市民協働課	毎月の各相談日の日程について、広報とりでの15日号に掲載している。また、啓発活動の関連記事についても、広報紙に掲載している。	A	引き続き、関連記事を掲載し周知を行っていく。
学習機会の提供	115	・社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	継続	190	市民協働課	市内女性団体「レディースフォーラムとりで」と次期男女共同参画計画策定時の子ども向け啓発について意見交換を行った。令和4年度に子ども向け条例解説を小中学校に配布、男女共同参画を啓発していく計画を協働し進めいく。	A	引き続き女性団体と連携し、子ども向けの啓発に取り組んでいく。
	116	・男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	継続	191	市民協働課	市ホームページで制度の周知をした。 相談及び苦情申し出件数なし。	B	継続して体制の周知を図っていく。
学校等における男女共生教育の充実	117	・人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力的重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	継続	192	指導課	学校生活全般において人権尊重に基づいた男女平等教育を実践 男女混合名簿、児童生徒の呼び方統一（～さん）	A	教職員に対する男女平等意識を啓発する研修も継続して実施
	118	・全教育活動における男女平等感の育成	継続	193	指導課	学校生活全般において人権尊重に基づいた男女平等教育を実践 男女混合名簿、児童生徒の呼び方統一（～さん）	A	学校生活全体を通じた男女平等教育の推進継続
	119	・個人の能力や資質に沿った、個性を生かした進路指導の充実	継続	194	指導課	1人1人の願いや思いに寄り添った進路指導	A	面談等を繰り返し実施しながら生徒の自己実現を図る
	120	・男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実	継続	195	指導課	男女共同参画の視点に立った教育を実践している。	A	今後も継続
			継続	196	主体的生涯学習課→生涯学習課	中学校の道徳やキャリア教育で男女平等に触れる機会を持つようにしている。	B	今後も引き続き継続していく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
教職員等への男女平等意識の啓発	121	・教職員、保育士等への男女平等意識に関する研修の充実	新規	197	指導課	コンプライアンス委員を中心としたボトムアップ校内研修を実施	A	年間計画をもとに実施
			継続	198	子育て支援課	男性・女性の保育士を採用しており、男女共同参画の環境のもと業務遂行した。保育に関しては、個性を伸ばす保育を大切にし、幼少期から男女平等の意識を浸透させている。	A	男女平等意識に関する研修の充実を図る。
男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	122	・男女共同参画の視点に立った学校運営、PTA活動の支援	継続	199	人づくり生涯学習課→生涯学習課	学校生活において男女平等を基本とした運営を行っている	B	今後も引き続き継続していく。
			新規	200	指導課	男女共同参画の視点に立った学校運営、PTA活動を展開している。	A	今後も継続実施
健全な体、食生活の実現	123	・男女を問わず、健全な体、食生活を実現するための能力を養成する観点からの健康づくり、食育の推進	継続	201	学務給食課→保健給食課	栄養教諭および学校栄養職員が教職員と連携を図り、児童・生徒に望ましい食生活習慣を身につけるよう食育指導を実施した。	A	今後も継続して指導する。
			継続	202	指導課	保健指導、給食指導、道徳科、保健、等で健康教育を実施	A	発達段階に応じた学習の継続
			継続	203	健康づくり推進課	農業体験から食事を行い、子どもの食に対する理解や経験の重要性を深めるための子ども食堂を実施する団体に補助金を交付し、支援した。	A	継続して実施していく。 ※補助金交付は令和3年度まで
			継続	204	子育て支援課	給食だより・保健だよりを発行し、健康な体作りや食育の基礎の啓発に努めた。	A	引き続き、継続して取り組み、規則正しい生活の重要性を伝えていく。
			継続	205	保健センター	世代別食育講座として高校生を対象とした若者世代向けの食育に関する資料を配布した。 高校生：60名	A	令和2年度では、調理実習や試食配布が難しい状況だったため、ホームページを通じたレシピ紹介などをし、普及啓蒙活動をした。
青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	124	・キャンプ等を通じた青少年への男女共同参画に関する学習機会の提供	継続	206	人づくり生涯学習課→子ども青少年課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、キャンプ等のイベントを全て中止とした。	B	新型コロナウイルス感染症拡大を配慮したイベントの実施を検討していく。

施策の基本方向(1.9)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
125	・女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー、学習会の開催		継続	207	体 ¹ -「生涯学習課→生涯学習課	女性活動企画委員会議の男女共同参画社会への理解などの学習活動を支援した。	B	今後も継続していく。
			継続	208	公民館→生涯学修課	八重洲、小文間、永山、寺原、井野、戸頭、白山、中央タウンで女性学級を実施した。豊かな人間性を培うと共に、社会背景に沿った幅広い教養を身につける。	B	引き続き、女性としての豊かな人間性を高める学習の機会を提供する。また、新たに参加する方を募集していく。
			継続	209	市民協働課	自主事業としての開催はしていないが、国県主催のセミナーについて、各窓口へのチラシ配置、市内女性団体への連絡等の周知を行った。	B	国県事業と連携しながら、引き続き実施する。
126	・男女共同参画についての講演会、学習会の開催（自立企画も含む）		継続	210	体 ¹ -「生涯学習課→生涯学習課	家庭生活に関する学習を提供できる人材がリーダーバンクに登録している。	B	今後も引き続き継続していく。
			継続	211	市民協働課	例年講演会等を実施している男女共同参画イベント「女と男ともに輝くとりでの集い」は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため中止となった。 学習会としては、コロナ禍における新たな生活様式に対応していくための活動支援として、とりでの集い実行委員でもある市内女性団体「レディースフォーラムとりで」と、オンライン会議開催方法のレクチャーを実施した。また同団体とは、次期男女共同参画計画策定時の子ども向け啓発について意見交換を行った。	A	引き続き市民団体と子ども向け男女共同参画啓発に関する意見交換を実施していく。 また、令和3年度に男女共同参画イベントを実施する際は、新しい生活様式に対応したイベントを実施することを視野に入れ、実行委員会と連携して取り組んでいく。
127	・男女共同参画の研究資料の収集・整理、意識調査の実施		継続	212	市民協働課	次期計画策定のため、市民と事業所向けに男女共同参画に関する意識調査を実施。概要はR3年度にホームページにて公表する。	A	計画の公表時に市民や事業所の意識や現状について分析したものを掲載する。
			継続	213	政策推進課	令和2年度は市民アンケートを実施しなかった。	B	市民アンケートの在り方を検討し、必要に応じた調査の実施を検討していく。
128	・男女共同参画情報紙の発行、情報の提供		継続	214	市民協働課	男女共同参画情報紙「風」を年2回新聞折込で配布している（令和2年度は広報とりで1月1日号に特集記事として掲載）。また、情報紙は市のホームページでも公開している。	A	引き続き、情報提供に努める。
			継続	215	図書館	図書館ボランティアを募集し、新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で、布絵本の制作や本の修理、YAサポートによるテーマ展示など各々が得意分野を生かした取り組みを行えるよう情報提供を実施した。	A	今後は、可能な範囲でボランティア養成講座等を開催し図書館ボランティアの視野を広げるため、今後も活動の紹介や普及啓発に努める。
129	・乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実（一時保育の実施を含む）		継続	216	市民協働課	令和2年度は男女共同参画イベント「女と男ともに輝くとりでの集い」事業が新型コロナウイルス感染防止のため中止となったが、例年のイベント開催時には託児体制は必ず準備している。	B	今後も、イベント開催時の託児所の配慮を心がけて実施していく。
			継続	217	体 ¹ -「生涯学習課→生涯学習課	市内各小中学校及び幼稚園の保護者から構成される家庭教育学級の研修会において、乳幼児と一緒に参加できる体制を整えた。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	218	子育て支援課	研修会など自己研鑽の機会を得るための利用として一時保育を解放している。	A	今後も、継続して取り組む。
130	・学習・交流の場の情報提供のための生涯学習情報の充実		継続	219	体 ¹ -「生涯学習課→生涯学習課	生涯学習講座や講演会のチラシの配置やポスターを掲示したり、情報提供を行っている。	B	今後も継続して実施していく。

具体的施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
民間等の教育事業との連携強化	131	・教育機関、事業所との連携による学習機会の充実	継続	220	文化芸術課	東京藝術大学と連携し、文化交流事業を実施。 ○美術学部:小学校美術授業指導…コロナ禍のため中止 ○音楽学部:中学校吹奏楽部指導…コロナ禍のため中止 ○市長賞受賞者によるふれあいコンサートの実施 ○取手市長賞授与:美術分野2作品、音楽分野2人(ピアノ、オルガン)	A	東京藝術大学との文化交流を引き続き実施し、市民が質の高い芸術に触れる機会を設ける。 令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、小中学校への美術音楽指導は中止とした。令和3年度事業についてはコロナ対策を行った上で実施を検討していく。
						体 ^ト -ツ生涯学習課→生涯学習課	A	今後も継続して実施していく。
指導者の養成	132	・女性リーダー等人材バンク登録の充実	継続	222	市民協働課	リーダー・バンクに約60名が登録し、約7割以上が女性登録者である。	A	今後も継続して実施していく。
						体 ^ト -ツ生涯学習課→生涯学習課	B	一般公募された市民の状況を把握するなど、府内の人材活用の仕組みを検討していく。
	133	・男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	継続	224	市民協働課	チラシの配置やポスターを掲示したり、情報提供を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
						体 ^ト -ツ生涯学習課→生涯学習課	B	今後とも、情報提供を中心とした支援を実施していく。

施策の基本方向(20)メディアを活用した情報の提供・発信

具体的施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	134	・性犯罪、売買春、性の商品化の防止のための茨城県青少年の健全育成等に関する条例等の有効な運用等、及び環境浄化のための啓発	継続	226	体 ^ト -ツ生涯学習課→子ども青少年課	茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づく立入調査を実施し、有害環境浄化に努めた。	A	今後も同様に実施していく。

(21)情報を活用できる能力向上の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
メディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	135	・児童、生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発	継続	227	指導課	国語科、あるいは総合的な学習の時間や技術科における情報教育において、情報モラルに関する内容を必ず取り上げ、情報化社会で生きぬく力を育成する。	A	情報教育に関する指導内容の共有化
メディア社会において情報を活用できる能力の向上	136	・市民の主体的な情報活用能力向上のための取組の推進	継続	228	体 ^ト -ツ生涯学習課→生涯学習課	パソコンボランティアとの協働によりIT講習会を6公民館で実施した。	A	今後もさらなる講習内容の充実に努めていく。
						継続	229	公民館→生涯学習課

●主要課題7 國際社会の取り組みへの理解と協力

施策の基本方向(22)男女共同参画に関する国際交流の推進

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
国際交流・国際協力の推進	137	・NPO等の活動への支援	継続	230	市民協働課	国際交流の分野で活動している団体に市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」において活動情報を発信してもらい国際交流への活動につながるように支援した。また、該当する市民団体に対し、一般公募補助金の交付を行った。	A	国際交流・国際協力を目的とした活動に対し、所管課を中心に、間接的に連携・支援を行う。
海外交流の促進	138	・市民の国際性を育むための、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進	継続	231	秘書課	新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により海外派遣は中止としたが、国境を越えた人の移動を伴わない事業として、市民による工芸品やメッセージ動画を作成し、姉妹都市・特別友好都市へ贈呈することで異文化交流を図った。	A	引き続き国境を越えた人の移動を伴わない範囲で事業を実施する。
在住外国人の支援	139	・市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供	継続	232	秘書課	市ホームページにおいてやさしい日本語による重要情報の発信を行った。 また、取手市国際交流協会と連携し、日本語教室や外国人のための無料相談会などの外国人のための支援事業を行った。 外国人から生活情報に関する問い合わせがあった際には、茨城県国際交流協会発行の「外国人のための生活ガイドブック」などの冊子を配布をした。	A	引き続きやさしい日本語による情報発信と取手市国際交流協会を通じた外国人支援事業を行っていく。
						外国籍市民に対し、日常生活用のパンフレットの配布や、応対をしている。		
	140	・国際交流ボランティアの支援と育成、日本語教室の開催支援	継続	234	秘書課	取手市国際交流協会の活動支援を通じて協会ボランティアが主体となる日本語教室事業などが実施された。	A	今後も取手市国際交流協会を通じた外国人支援事業への支援を行っていく。

施策の基本方向(23)国際的視野を持った男女共同参画の推進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
国際規範・基準への理解と促進	141	・国際問題や外国の文化などについての学習機会の提供	継続	235	秘書課	海外交流都市にまつわる展示を行い、市民が海外交流都市について学ぶ機会を提供了。	A	引き続き実施する。
国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	142	・海外派遣事業への支援及び相互理解を促進する講座、情報の提供	継続	236	秘書課	姉妹都市および特別友好都市へ贈る工芸品の作成に際し、各自での作品制作や動画撮影など希望者が異文化理解を深めるきっかけを提供し、相互理解の促進に努めた。	A	引き続き国境を越えた人の移動を伴わない範囲で事業を実施する。
青少年による国際協力の推進	143	・青年国際交流事業、青年の船事業等の普及広報活動等への支援	継続	237	△ [△] -△生涯学習課→子ども青少年課	参加募集のポスター掲示や開催要項のカウンターへの設置等の広報活動を行った。	A	今後も同様に実施していく。

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

●主要課題8 ワークライフバランス(注)及びライフィベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現（女性活躍推進法の推進計画関係）

施策の基本方向(24)男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

具体的施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
保護者の就労を支援するための仕事と育児の両立支援事業の推進	144	・低年齢児保育、土曜日延長保育、延長保育、障害児保育、一時保育の充実	継続	238	子育て支援課	・市内特定教育・保育施設等26カ所のうち、平日延長は24カ所で実施。 ・障害児保育については全園で加配保育士の配置をしている。 ・一時保育（永山、白山、久賀、たちはばな、稻、たかさごスクール取手、藤代駅前ナーサリースクール、どんぐり保育園で実施／利用延べ人数2,417人）低年齢児保育は保育施設全園で実施している。	A	受け入れ態勢の強化を図る。「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」で設定した目標値を確保するため、事業の推進を図っていく。
	145	・休日保育、病後児保育の実施	継続	239	子育て支援課	・稻保育園で病後児保育を実施 ・どんぐり保育園で休日・病児・病後児保育を実施 ・稻、どんぐり保育園で取手市在勤者の病児病後児保育の実施	A	引き続き実施する。
	146	・放課後児童クラブの充実	継続	240	体 ^チ - ^シ 生涯学習課→子ども青少年課	全ての市立小学校で放課後子どもクラブを開設した。	A	今後も継続して実施していく。
	147	・両立支援のための保育サービスの周知	継続	241	子育て支援課	・広報紙・ホームページで掲載。 ・保育コンシェルジュを配置し、相談窓口で情報を提供。 ・ICT等を活用し、特定の利用者にタイムリーに情報を発信。 ・コロナ禍において、消毒等感染拡大対策を実施しながら保育サービスの提供を継続することを周知し、就労・求職活動保護者の支援を実施した。	A	引き続き周知に努める。
	148	・両立支援のための実態調査とニーズの把握	継続	242	子育て支援課	・取手市保育所父母の会連絡協議会は保護者へのアンケートを実施し、市へ要望書を提出した。状況を確認し改善に努めた。 ・「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」などに基づき、令和元年度に「取手市第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、進行状況を確認した。	A	引き続き、保護者のニーズ把握に努める。
	149	・家庭児童相談事業の周知、充実	継続	243	子育て支援課	相談窓口を市のHP・広報などで周知した。 (R2年度実績 相談案件数609件)	A	引き続き実施する
介護者を支援するための仕事と介護の両立支援事業の推進	150	・地域包括支援センターによる地域ケア個別会議の開催及び支援事業の推進	継続	244	社会福祉課 (社会福祉協議会)	地域包括支援センターと連携し、必要に応じて地域ケア個別会議に参加するなど、個別のケースに対応した支援ができる体制を取っている。	A	引き続き連携しながら支援体制を取っていく。
			継続	245	高齢福祉課	個別課題を解決するために地域ケア個別会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進等に努めた。 <実績> 地域ケア会議年間開催数:51回	A	今後も各種関係機関と連携し、地域ケア会議の拡充に努める。
	151	・介護する家族の負担軽減のための介護者への支援	継続	246	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	(経済的負担軽減)介護保険サービス利用のない要介護4以上の高齢者を介護する非課税の世帯のご家族に介護慰労金を支給する。R2年度申請者なし。 (心理的負担軽減)介護家族の会を取手、藤代地区で年6回開催。同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供することにより、介護する家族の方の気持ちと身体の負担を軽減した。	B	該当する家族への慰労金支給及び介護家族の会の活動を継続する。

施策の基本方向(25)育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
育児休業制度の定着と 介護休業制度の普及及び 制度の意識啓発	152	・労働者に対する育児、介護休業制度の周知と定着の啓発	継続	247	人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」の作成や庶務担当者研修会で、職員への周知を図るとともに、育児休暇、介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	248	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	153	・男性の育児、介護休暇取得への啓発	継続	249	人事課	管理職を対象とした「イクボスセミナー」を開催した。また、子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」の作成や庶務担当者研修会で職員への周知を図るとともに、育児休暇、介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	A	今後も継続して実施していく。
			継続	250	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
特定事業主行動計画の実行	154	・男女共同参画に基づく働き方についての事業所（市を含む）に対する啓発	継続	251	人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」を作成し、職員に周知するほか、制度改正の際は、課メールの配信や庶務担当者研修会等により周知している。	A	今後も継続して実施していく。
			継続	252	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	155	・事業所（市を含む）に育児・介護休業制度の定着に向けた啓発	継続	253	人事課	庶務担当者研修会等を通して全職員に周知するとともに、育児休暇、介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	254	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	156	・事業所（市を含む）の育児・介護休業の取得促進～社会保険労務士等を事業所へ派遣し、適切な労務管理や職場環境の改善に向けた助言、各種助成制度の紹介を実施～	継続	255	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	157	・各種休暇・休業制度の周知	継続	256	人事課	庶務担当者研修会等を通して全職員に周知するとともに、対象職員へ詳細を説明している。	B	今後も継続して実施していく。
	158	・育児休業、介護休業が取得しやすい環境づくり	継続	257	人事課	庶務担当者研修会等を通じ全職員に周知、また対象職員へ詳細を説明するほか、対象管理職へも取得に向けた環境づくりについて、説明をしている。	B	今後も継続して実施していく。
	159	・有給休暇が取得しやすい環境づくり	継続	258	人事課	有給休暇の所得率が低い部署の管理職には、適宜、個別にヒアリングを行っている。	B	働き方改革の一つとして、年5日以上の有給休暇を取得できるような環境づくりが求められていることを踏まえ、今後も継続して実施していく。
	160	・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	継続	259	人事課	時間外勤務の多い部署の管理職には、隨時、個別にヒアリングを行っている。	B	働き方改革により時間外勤務の上限時間の遵守が義務づけられることとなった点も踏まえ、今後も継続して実施していく。

施策の基本方向(26)男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

具体的施策	No.	施策の内容	継続新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底	161	・事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発	継続	260	市民協働課	「次世代女性活躍のひみつ(パンフレット)」と「次世代女性活用セミナーDVD」を商工会へ配布し、女性登用に関する意識啓発を図った。 また、次期男女共同参画計画策定のため、従業員10名以上の市内企業に職場での男女共同参画に関するアンケート調査を実施。子育て中の女性が働きやすい職場環境改善に関する各企業のニーズや実態について情報を得た。	B	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で働き方(長時間労働など)の見直しやアンケート結果をもとに先進企業の取り組みについてホームページに掲載するなど、機会があるごとに啓発していく。
			継続	261	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	162	・事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして、積極的改善措置(ポジティブアクション)の促進	継続	262	人事課	女性職員のキャリアデザインをテーマとした研修へ職員を派遣した。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	263	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	163	・事業所(市を含む)に対する、セクシュアルハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	継続	264	人事課	ハラスメントの防止に関する規程を平成30年度から施行した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から結果的には中止となったものの、ハラスメント防止に関する研修を企画し、定例化を図っている。	B	今後も継続して実施していく。
			継続	265	市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、情報を関係課へ提供した。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
			継続	266	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
	164	・女性労働問題の相談体制、学習機会の充実及び関係機関との連携	継続	267	市民協働課	男女雇用機会均等法関連のパンフレット等を窓口等に設置したほか、産業振興課と連携して商工会等への配布に努めた。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
			継続	268	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。
パート労働者・派遣労働者への支援	165	・パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供	継続	269	市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、情報を関係課へ提供した。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
			継続	270	産業振興課	ハローワーク龍ヶ崎、取手市地域職業相談室と連携し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。その他、パンフレットは、庁内や子育て支援センター等に設置。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
ワークライフバランスの推進(対象:市職員)	166	・時間外勤務削減、休暇取得促進等に向けた業務改善、風通しの良い職場づくり等を推進	継続	271	政策推進課	市長と組織についてのビジョンの確認及び各部長及び各課とのヒアリングを行い、要望を受けた内容について精査し、組織編成及び各課の人員の増減について検討を行った。	A	今後も住民ニーズや社会情勢の変化に対応し、効率的で適正な人員配置を行う。
			継続	272	人事課	時間外勤務の多い部署の管理職には隨時、ヒアリングを行い、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、毎週水曜日をノーギャバーティーとして職員の定時退勤を全庁的に促している。	B	今後も継続して実施していく。
	167	・充実した生きがいづくりの周知、啓発	継続	273	人事課	共済組合や職員互助会を活用し、ライフプランに関する研修や各種クラブ活動助成等を実施している。	B	今後も継続して実施していく。

●主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進

施策の基本方向(27)活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	168	・自営業者・農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	継続	274	農政課	JA茨城みなみの農産物直売所(夢とりで)による女性農業者等の販路の拡大に寄与した。	A	今後も関係機関等と連携を図りながら啓発、支援を実施していく。
			継続	275	産業振興課	取手市商工会女性部が中心となり「取手ひなまつり」を開催し、地域、商店街の活性化に貢献している。	A	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	169	・農業委員会委員への女性の登用	継続	276	農業委員会	平成28年度より2名の女性委員が任命された。	B	継続して、地区から女性委員の推薦または応募の働きかけをお願いする。
	170	・商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	継続	277	産業振興課	商業分野については、商工会理事30人のうち、女性1人(個人事業主から選考)を登用している。	A	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
			継続	278	農政課	認定農業者を支援する「取手市地域担い手育成総合支援協議会」会員に令和2年度も女性会員1名が任命された。	A	今後も女性会員の積極的な参加を支援していく。

●主要課題10 起業・再就職に対する支援

施策の基本方向 (28)女性のチャレンジ支援

具体的な施策	No.	施策の内容	継続 新規	No.	担当課	令和2年度実績	達成度	今後の方向性・改善点
女性の職業意識を高めるとともに、ライフプランを立てるための学習支援	171	・女性の起業やキャリアアップを支援するための、各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供	継続	279	産業振興課	いゆうあいプラザ(働く婦人の家・勤労青少年ホーム)で簿記3級講座を年1回実施していましたが、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症予防のため、中止としました。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	172	・女性の起業を支援するための場所の提供	継続	280	産業振興課	取手駅前に起業家支援を行う「Match-hako(マッチ・ハコ)」を開設。起業相談や創業スクール等を実施し支援を行っている。開催案内等は市広報紙への掲載やチラシの庁内配布等を実施している。	B	引き続き、啓発活動としてチラシなどの配置を続けていく。
	173	・公共訓練施設への入所支援	継続	281	産業振興課	龍ヶ崎地区高等職業訓練協会に加盟するとともに、職業訓練学校、職業訓練センターの講座案内チラシ等を窓口へ配布。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	174	・新規就農者支援の推進	継続	282	農政課	夫婦で新規就農を支援したが、令和2年度は実績がなかった。	B	継続して、いばらき農業アカデミーや新規就農者向けの説明会のパンフレットを配布して啓発していく。
多様な働き方(再就職)のための支援	175	・就労活動時及び就学時の保育支援	継続	283	子育て支援課	・求職活動や就学も保育所の入所要件としている。 ・一時保育の実施（永山、白山、久賀、たしばな、稻、藤代駅前ナーサリースクール、たかさごフル取手、どんぐり保育園で実施） ・公立保育所および希望があった認定こども園などから職員募集に伴うYouTube動画を作成した。各園の特色などを照会したPRとして市のHPで配信している。	A	今後も、継続して取り組む。
	176	・職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	継続	284	産業振興課	職業訓練センター等の講座案内を庁内、社会福祉協議会に設置	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	177	・再就職に関する情報提供や相談の充実	継続	285	市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、情報を関係課へ提供した。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
			継続	286	産業振興課	ハローワーク龍ヶ崎と連携し、取手市地域職業相談室で職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。	A	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

基本目標1 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会づくり

●主要課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
配偶者等からの暴力による被害に関する相談件数	21件 (延32件)	22件 (延33件)	17件 (延72件)	13件 (延23件)	26件 (延28件)	21件	123.8%	子育て支援課調べ

●主要課題2 男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくり

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
介護予防拠点施設参加者数	25,349人	24,930人	25,516人	22,037人	5,197人	27,000人	19.2%	健康づくり推進課調べ
介護認定を必要としない高齢者の割合(65歳以上74歳以下)	96.8%	96.7%	96.8%	96.7%	96.5%	97.0%	99.5%	高齢福祉課調べ
介護認定を必要としない高齢者の割合(75歳以上)	74.7%	76.2%	77.1%	77.1%	77.0%	74.7%	103.1%	高齢福祉課調べ
認知症サポーター数	950人	595人	346人	605人	193人	950人	20.3%	高齢福祉課調べ
障害者の就労支援・通所支援対応者数	241人	246人	295人	315人	649人	557人	116.5%	障害福祉課調べ
地域子育て支援センター利用者数※	48,305人	46,108人	42,779人	38,836人	9,408人	50,000人	18.8%	子育て支援課調べ
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数(市事業)	5人	8人	9人	9人	5人	9人	55.6%	子育て支援課調べ

●主要課題3 生涯にわたる男女の健康の支援

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上行っている市民の割合	40.2%	37.9%	38.8%	43.8%	未実施	50.0%	87.6%	市民アンケート
体力テストで評価がAとBの児童生徒の割合	52%	56%	53%	54.9%	未実施	60%	91.5%	指導課調べ
胃がん検診受診率	5.9%	4.1%	4.1%	4.0%	2.9%	7.2%	40.3%	保健センター調べ
肺がん検診受診率	31.0%	28.5%	27.6%	27.0%	17.8%	33.0%	53.9%	保健センター調べ
大腸がん検診受診率	12.2%	9.5%	9.1%	10.4%	7.9%	14.0%	56.4%	保健センター調べ
子宮がん検診受診率	8.3%	8.9%	8.9%	9.1%	7.4%	10.0%	74.0%	保健センター調べ
乳がん検診受診率 ※	10.2%	9.8%	12.3%	13.6%	9.1%	12.0%	75.8%	保健センター調べ
プレママ・プレパパ教室参加者数※	253人 (実人数)	278人 (実人数)	228人 (実人数)	224人 (実人数)	214人 (実人数)	300人 (実人数)	71.3%	保健センター調べ

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備、意識の改革

●主要課題4 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
家庭における男女の平等感	36.3%	32.0%	35.8%	33.9%	※26.3%	40%	65.8%	(H27-R1)…市民アンケート調査値 ※(R2)…男女共同参画市民意識調査調査値
社会全体における男女の平等感	12.3%	13.5%	12.1%	13.8%	※8.9%	20%	44.5%	(H27-R1)…市民アンケート調査値 ※(R2)…男女共同参画市民意識調査調査値
防災訓練の女性参加率	10.0%	13.0%	13.0%	24.8%	18.8%	20%	94.0%	安全安心課調べ
自主防災会の女性会長の割合	3.4%	3.4%	2.2%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	安全安心課調べ
日曜日に家事に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	23.4%	27.9%	28.4%	31.7%	26.8%	50%	53.6%	市民協働課意識調査
日曜日に育児に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	37.3%	26.3%	24.2%	31.5%	41.7%	50%	83.4%	市民協働課意識調査
日曜日に介護に費やす平均時間のうち男性が費やす時間の割合(1日あたり)	23.4%	46.5%	50.0%	27.6%	29.3%	50%	58.6%	市民協働課意識調査
自治会や地域のイベントに参加している男性の割合	47.6%	50.9%	46.9%	48.6%	未実施	50%	97.2%	市民アンケート
家庭生活や地域活動への参画支援講座の回数	1回	0回	1回	3回	1回	1回	100.0%	生涯学習課調べ
	30回	24回	49回	45回	42回	35回	120.0%	高齢福祉課調べ
	3回	3回	2回	2回	1回	4回	25.0%	健康づくり推進課調べ

●主要課題5 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
市の各種審議会等における女性委員の割合	26.0%	27.4%	27.6%	28.4%	29.5%	30%以上	102.7%	市民協働課調べ
市政協力員における女性の割合	6.2%	10.8%	7.2%	4.9%	4.9%	20%	24.5%	市民協働課調べ
市の管理職員のうち、女性職員の割合	6.4%	8.2%	7.5%	13.3%	13.4%	10%	134.0%	人事課調べ
市の係長以上職員のうち、女性職員の割合	10.6%	13.7%	14.3%	19.3%	20.1%	15%	134.0%	人事課調べ
市の女性消防団員数	16人	21人	20人	23人	21人	22人	95.5%	消防本部総務課調べ
市防災会議の委員に占める女性の割合	3.4%	2.3%	2.3%	2.3%	11.6%	10%	116.0%	安全安心対策課調べ

●主要課題6 教育、メディア等を通じた意識の改革、理解の促進

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	38%	-	-	-	43.8%	50%	87.6%	市民協働課調べ
社会全体における男女の平等感	12.3%	13.5%	12.1%	13.8%	※8.9%	20%	44.5%	(H27-R1)…市民アンケート調査値 ※(R2)…男女共同参画市民意識調査調査値
学校における男女の平等感	40.8%	52.4%	41.8%	39.2%	※61.3%	50%	122.6%	(H27-R1)…市民アンケート調査値 ※(R2)…男女共同参画市民意識調査調査値
男女共同参画に関する出前講座の回数	1回	0回	0回	0回	0回	3回	0.0%	珠-障害学習課→生涯学習課調べ
公立中学校における職場体験の実施状況	100%	100%	100%	100.0%	未実施	100%	100%	指導課調べ

●主要課題7 國際社会の取り組みへの理解と協力

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
国際交流事業への参加者数	2,252	2,790人	3,080人	2,470人	955人	3,200	29.8%	秘書課調べ
日本語教室の参加人数	922人	1,405人	1,432人	1,356人	922人	1,200人	76.8%	秘書課調べ
無料相談会の参加人数	2名	1名	3名	0名	1名	3名	33.3%	秘書課調べ

基本目標3 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

●主要課題8 ワークライフバランス及びライフィベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

(女性活躍推進法の推進計画関係)

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
待機児童数	8人	13人	11人	15人	24人	0人	76.0%	子育て支援課調べ
延長保育を実施している保育所の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100.0%	子育て支援課調べ
地域子育て支援センター利用者数	48,305人	46,108人	42,779人	38,836人	9,408人	50,000人	18.8%	子育て支援課調べ
職場における男女の平等感	17.3%	18.5%	15.8%	18.6%	※18.5%	20%	92.5%	(H27-R1)…市民アンケート調査値 ※(R2)…男女共同参画市民意識調査調査値
月60時間以上の時間外勤務を1回以上行った市職員の割合	8.5%	6.1%	5.6%	9.5%	6.3%	7.5%	84.0%	人事課調べ
市職員のうち男性の育児休業取得率	0%	13.3%	5.9%	20.8%	21.7%	10%	217.0%	人事課調べ
市職員の年次有給休暇取得率	36.9%	35.2%	34.2%	33.3%	32.6%	38%	85.8%	人事課調べ

●主要課題9 商業・農業等における男女共同参画の推進

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
女性農業土の人数	0人	0人	0人	0人	0人	3人	0.00%	農政課調べ
農業委員会委員に占める女性の割合	4.0%	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	11.5%	67.0%	農業委員会調べ

●主要課題10 起業・再就職に対する支援

項目	H27	H29	H30	R1	R2	目標値R3	達成率	備考
Match-hako(※1)における起業支援相談者のうち女性の割合	0%	20%	58%	25%	62.5%	30%	208.3%	産業振興課調べ
新規起業者数	12件	64件	87件	104件	120件	365件	32.9%	産業振興課調べ
起業応援団加入者数(※2)	52人	178人	183人	198人	198人	500人	39.6%	産業振興課調べ
取手市地域職業相談室利用者数	11,100人	8,173人	7,917人	8,095人	6,470人	12,000人	53.9%	産業振興課調べ
取手市地域職業相談室就職人数	539人	358人	326人	273人	245人	700人	35.0%	産業振興課調べ

(※1)取手駅前にワタシの街の起業支援Match(マッチ)の中核的施設である起業支援型のレンタルオフィス。

平成28年2月開設。

(※2)取手市内で活躍している企業の方々が起業応援団となり、起業家の先輩として起業家を応援し、起業応援サービスや割引を提供する。

資料

- ・取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果 抜粋
 - (男女の地位に関する意識について)
 - (家事、育児、介護・看護に費やす時間について)
 - (男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度について)
- ・取手市男女共同参画推進条例
- ・取手市男女共同参画推進条例施行規則
- ・取手市男女共同参画苦情処理体制

取手市
男女共同参画に関する市民意識調査

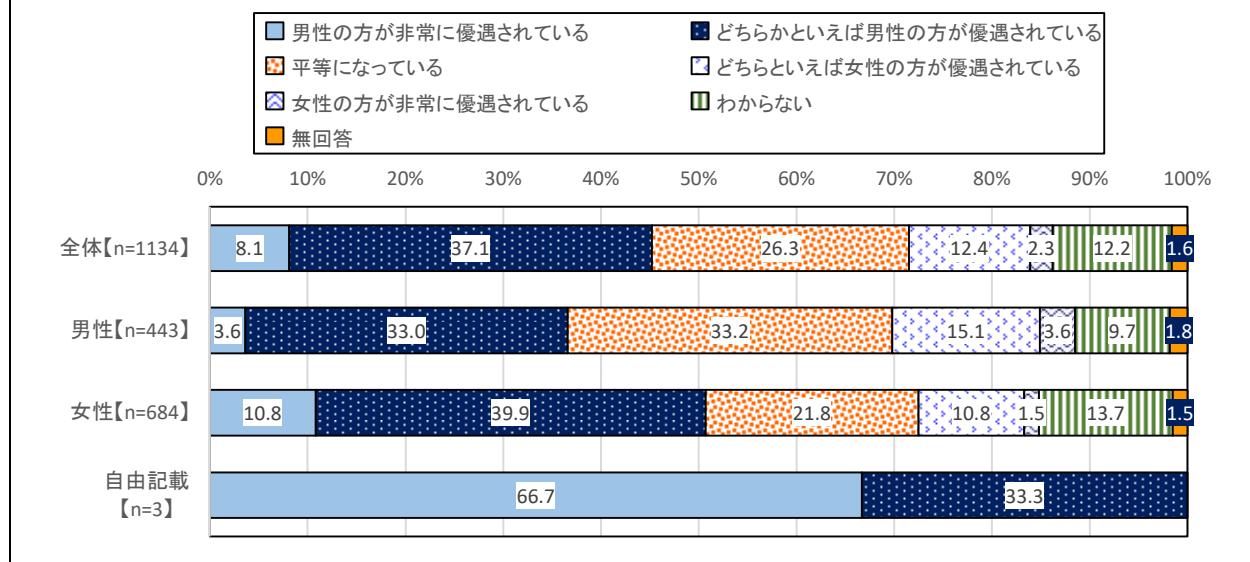
調査結果報告書

令和3年3月

(2) 男女の地位に対する意識

問10 次にあげる分野において、男女の地位はどのようにになっていると思いますか。 (①～④についてそれぞれ該当する「1～6」に○を1つ)

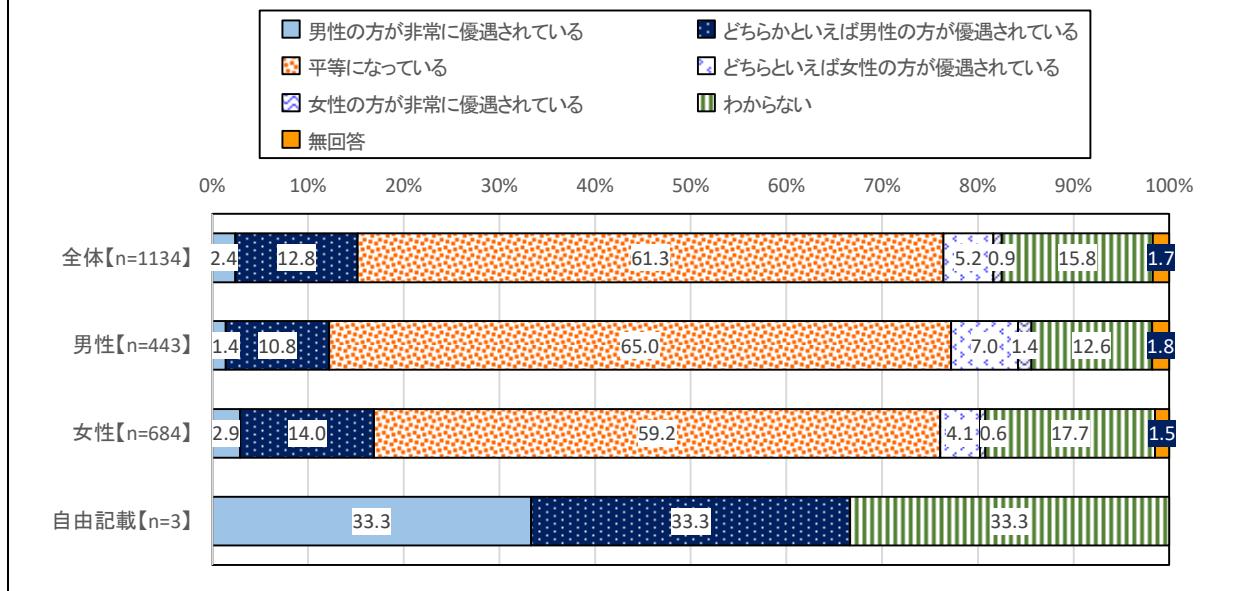
①家庭生活



『①家庭生活』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(37.1%)が最も多く、次いで、「平等になっている」(26.3%)、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」(12.4%)、「男性の方が非常に優遇されている」(8.1%)、「女性の方が非常に優遇されている」(2.3%)となっている。一方、12.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性では「平等になっている」(33.2%)が僅差で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(33.0%)を上回った。女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(39.9%)が最も多くなっている。

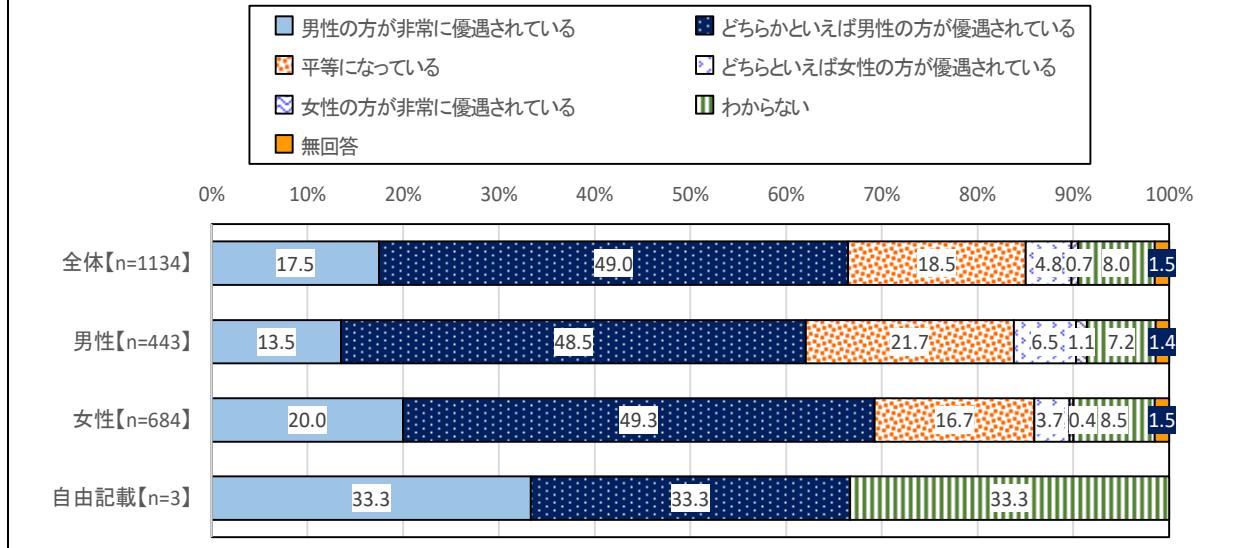
②学校教育



『②学校教育』における男女の地位に対する意識について、全体では「平等になっている」（61.3%）が半数を占めている。次いで、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（12.8%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.2%）、「男性の方が非常に優遇されている」（2.4%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.9%）となっている。一方、15.8%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「平等になっている」が最も多くなっている。

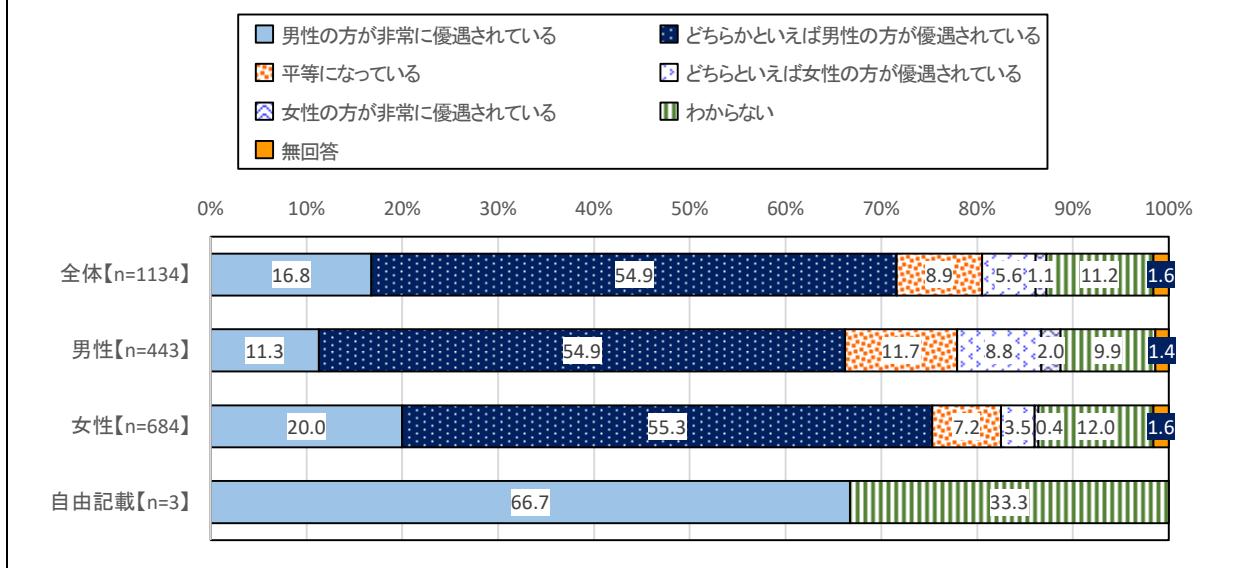
③職場



『③職場』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（49.0%）が最も多くなっており、次いで、「平等になっている」（18.5%）、「男性の方が非常に優遇されている」（17.5%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（4.8%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.7%）の順となっている。一方、8.0%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっている。

④社会全体



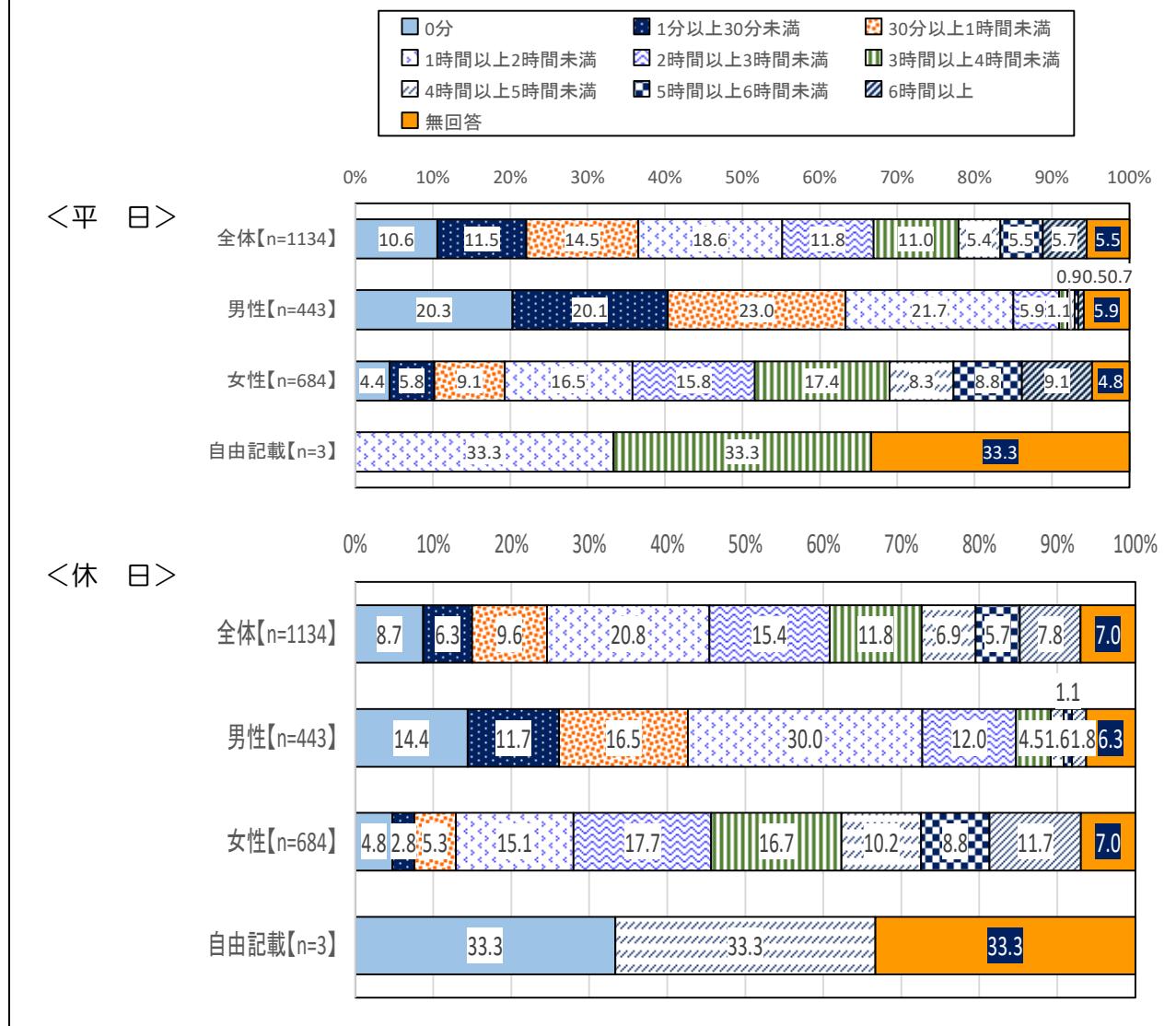
『④社会全体』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（54.9%）が半数を占めている。次いで、「男性の方が非常に優遇されている」（16.8%）、「平等になっている」（8.9%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.6%）、「女性の方が非常に優遇されている」（1.1%）の順となっている。一方、11.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっているが、次点では、男性は「平等になっている」（11.7%）が僅差で「男性の方が非常に優遇されている」（11.3%）を上回ったが、女性は「男性の方が非常に優遇されている」（20.0%）となっている。

(3) 家事に費やしている時間

問11 次にあげる①～③について、あなたはどれくらい時間をかけていますか。平日（月曜日～金曜日）、休日（土曜日、日曜日、祝日）それぞれの1日あたり平均時間をご記入ください。

①家事



平日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」(18.6%)が最も多く、男性では「30分以上1時間未満」(23.0%)、女性では「3時間以上4時間未満」(17.4%)が最も多い。

休日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」(20.8%)が最も多く、男性では「1時間以上2時間未満」(30.0%)、女性では「2時間以上3時間未満」(17.7%)が最も多い。

●家事に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=1077】	115.4 分 (1.9 時間)	136.8 分 (2.3 時間)
男性【n=421】	42.4 分 (0.7 時間)	67.6 分 (1.1 時間)
女性【n=652】	162.8 分 (2.7 時間)	181.8 分 (3.0 時間)
自由記載【n=2】	120.0 分 (2.0 時間)	120.0 分 (2.0 時間)

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。（下表も同じ）

家事に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が115.4分(1.9時間)、休日が136.8分(2.3時間)となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも家事に費やす時間は長くなっている。

►既婚未婚別

《未婚者（離婚・死別を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=420】	60.8 分 (1.0 時間)	80.5 分 (1.3 時間)
男性【n=184】	39.3 分 (0.7 時間)	51.1 分 (0.9 時間)
女性【n=235】	77.6 分 (1.3 時間)	103.4 分 (1.7 時間)
自由記載【n=1】	60.0 分 (1.0 時間)	0.0 分 (0.0 時間)

《既婚者（事実婚を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=646】	152.0 分 (2.5 時間)	174.8 分 (2.9 時間)
男性【n=231】	44.7 分 (0.7 時間)	81.2 分 (1.4 時間)
女性【n=414】	211.9 分 (3.5 時間)	226.9 分 (3.8 時間)
自由記載【n=1】	180.0 分 (3.0 時間)	240.0 分 (4.0 時間)

平日／休日のいずれにおいても、男性、女性とともに「既婚者（事実婚を含む）」のほうが家事に費やす時間は長く、中でも女性はその傾向が顕著となっている。

<年代別>

	平 日	休 日
18~19 歳 【n=26】	39.8 分 (0.7 時間)	47.3 分 (0.8 時間)
20~24 歳 【n=87】	36.6 分 (0.6 時間)	41.0 分 (0.7 時間)
25~29 歳 【n=89】	76.0 分 (1.3 時間)	100.9 分 (1.7 時間)
30~34 歳 【n=85】	91.5 分 (1.5 時間)	118.6 分 (2.0 時間)
35 ~ 39 歳 【n=125】	129.0 分 (2.2 時間)	145.5 分 (2.4 時間)
40~44 歳 【n=85】	151.7 分 (2.5 時間)	171.0 分 (2.9 時間)
45 ~ 49 歳 【n=131】	120.7 分 (2.0 時間)	149.8 分 (2.4 時間)
50 ~ 54 歳 【n=135】	131.7 分 (2.2 時間)	169.9 分 (2.8 時間)
55~59 歳 【n=117】	132.9 分 (2.2 時間)	163.2 分 (2.7 時間)
60~64 歳 【n=73】	147.5 分 (2.5 時間)	176.0 分 (2.9 時間)
65 ~ 69 歳 【n=121】	134.7 分 (2.2 時間)	133.7 分 (2.2 時間)

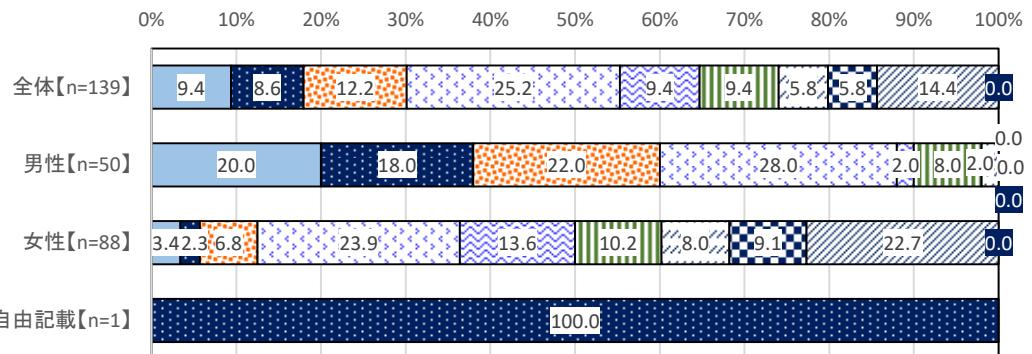
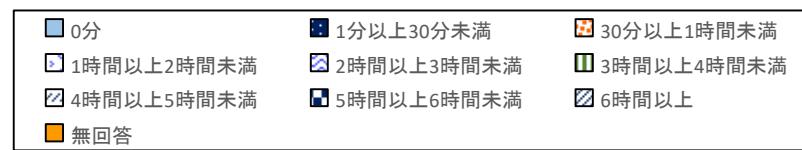
※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、年代階層が上がるにつれて家事に費やす時間は長くなっている。

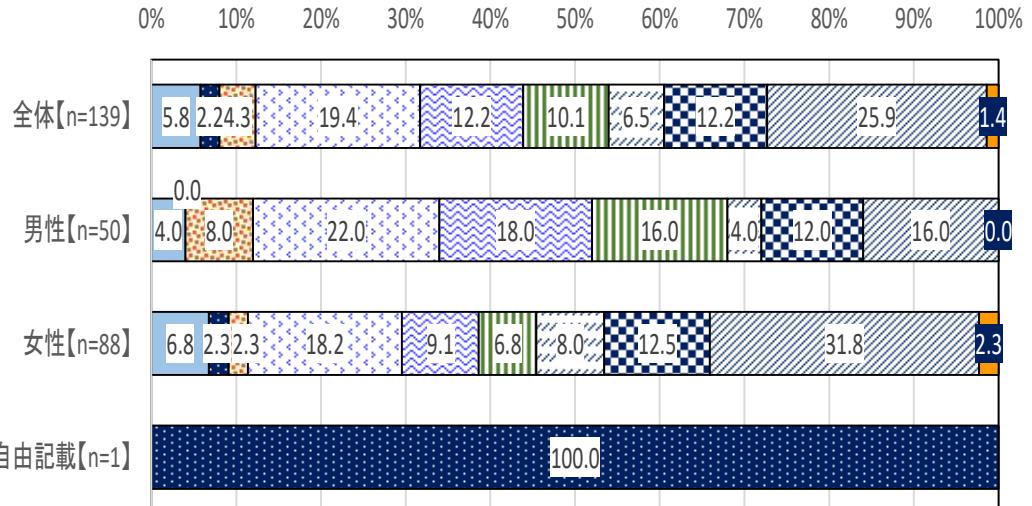
(4) 育児に費やしている時間

②育児

【該当者
(子どもがいる人)】
<平 日>



<休 日>



育児に該当する子どもがいる割合は、全体では 12.3%、男性では 11.3%、女性では 12.9% となっている。

平日に育児に費やす時間は、全体では「1 時間以上 2 時間未満」（25.2%）が最も多くなっている。男女別でも男性、女性のいずれも「1 時間以上 2 時間未満」が最も多くなっている。次点は、男性が「30 分以上 1 時間未満」（22.0%）であるのに対し、女性は「6 時間以上」（22.7%）となっている。

休日に育児に費やす時間は、全体では「6 時間以上」（25.9%）が最も多い。男女別では、男性は「1 時間以上 2 時間未満」（22.0%）、女性では「6 時間以上」（31.8%）が最も多い。

●育児に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=139】	175.8分（2.9時間）	263.5分（4.4時間）
男性【n=50】	50.0分（0.8時間）	212.0分（3.5時間）
女性【n=88】	249.1分（4.2時間）	295.6分（4.9時間）
自由記載【n=1】	10.0分（0.2時間）	10.0分（0.2時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

育児に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が175.8分（2.9時間）、休日が263.5分（4.4時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも育児に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

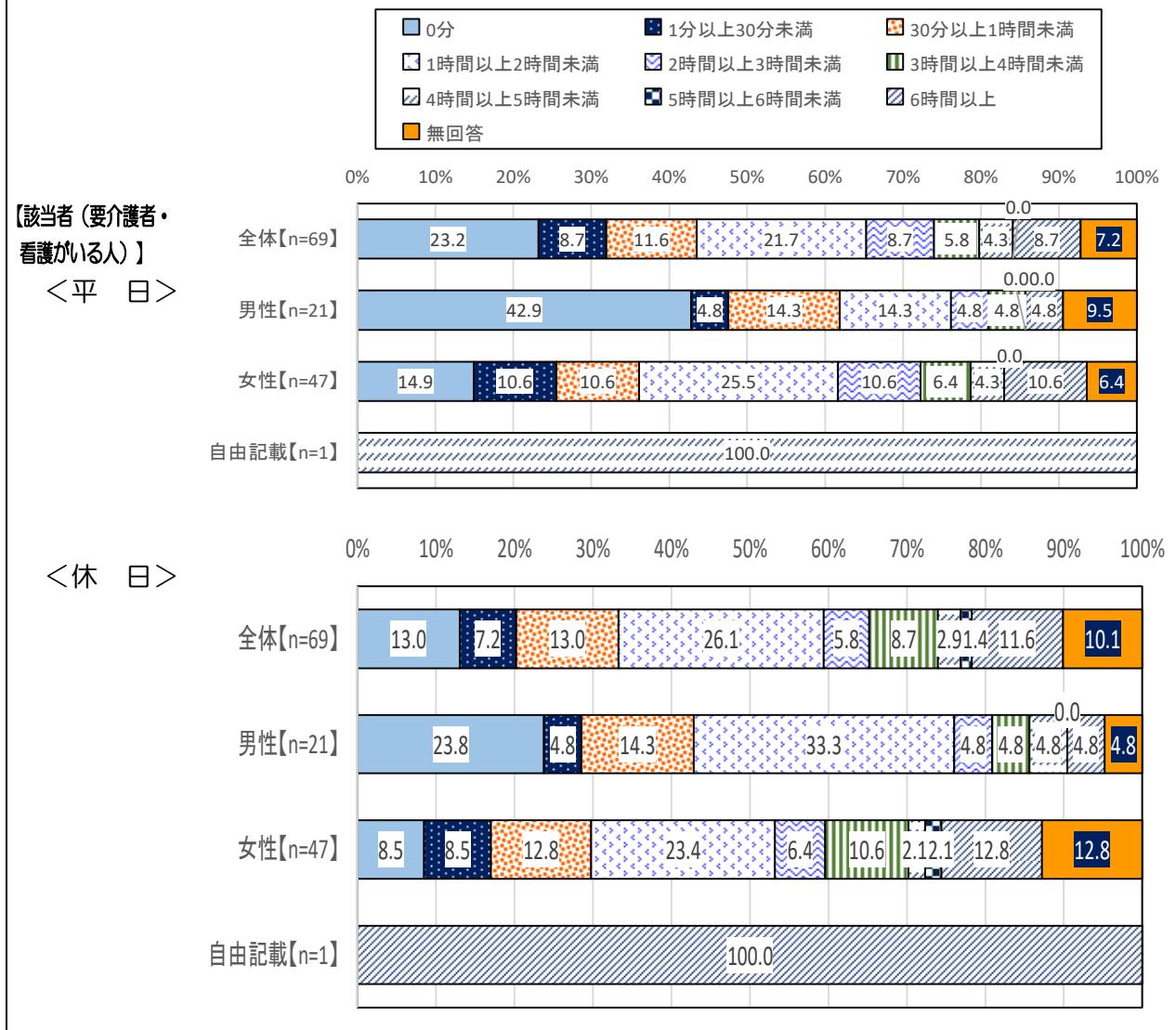
	平 日	休 日
18～19歳【n=1】	150.0分（2.5時間）	150.0分（2.5時間）
20～24歳【n=0】	—	—
25～29歳【n=10】	407.0分（6.8時間）	573.2分（9.6時間）
30～34歳【n=18】	261.3分（4.4時間）	351.3分（5.9時間）
35～39歳【n=45】	214.3分（3.6時間）	271.6分（4.5時間）
40～44歳【n=28】	117.9分（2.0時間）	218.6分（3.6時間）
45～49歳【n=23】	71.5分（1.2時間）	201.7分（3.4時間）
50～54歳【n=12】	64.2分（1.1時間）	112.5分（1.9時間）
55～59歳【n=1】	90.0分（1.5時間）	90.0分（1.5時間）
60～64歳【n=1】	60.0分（1.0時間）	0.0分（0.0時間）
65～69歳【n=0】	—	—

※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、平日／休日ともに「25～29歳」において、育児に費やす時間は最も長くなっている。

(5) 介護・看護に費やしている時間

③介護・看護



介護・看護に該当する家族がいる割合は、全体では 6.1%、男性では 4.7%、女性では 6.9% となっている。

平日に介護・看護に費やす時間は、全体では「0分」（23.2%）が最も多い。男女別でみると、男性は「0分」（42.9%）、女性では「1時間以上2時間未満」（25.5%）が最も多い。

休日に介護・看護に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（26.1%）が最も多い。男女別では、男性、女性いずれも「1時間以上2時間未満」が最も多い。

●介護・看護に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=67】	108.9 分 (1.8 時間)	146.6 分 (2.4 時間)
男性【n=20】	49.5 分 (0.8 時間)	74.5 分 (1.2 時間)
女性【n=46】	131.8 分 (2.2 時間)	173.2 分 (2.9 時間)
自由記載【n=1】	240.0 分 (4.0 時間)	360.0 分 (6.0 時間)

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

介護・看護に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が108.9分(1.8時間)、休日が146.6分(2.4時間)となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれにおいても、女性のほうが男性よりも介護・看護に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

	平 日	休 日
18～19歳【n=1】	0.0 分 (0.0 時間)	0.0 分 (0.0 時間)
20～24歳【n=1】	10.0 分 (0.2 時間)	10.0 分 (0.2 時間)
25～29歳【n=7】	33.6 分 (0.6 時間)	44.3 分 (0.7 時間)
30～34歳【n=1】	240.0 分 (4.0 時間)	360.0 分 (6.0 時間)
35～39歳【n=2】	60.0 分 (1.0 時間)	90.0 分 (1.5 時間)
40～44歳【n=7】	32.9 分 (0.5 時間)	34.3 分 (0.6 時間)
45～49歳【n=7】	98.6 分 (1.6 時間)	62.7 分 (1.0 時間)
50～54歳【n=11】	90.0 分 (1.5 時間)	125.5 分 (2.1 時間)
55～59歳【n=13】	98.4 分 (1.6 時間)	135.4 分 (2.3 時間)
60～64歳【n=8】	252.5 分 (4.2 時間)	297.5 分 (5.0 時間)
65～69歳【n=9】	168.9 分 (2.8 時間)	306.7 分 (5.1 時間)

※時間数の無回答は除いて算出。

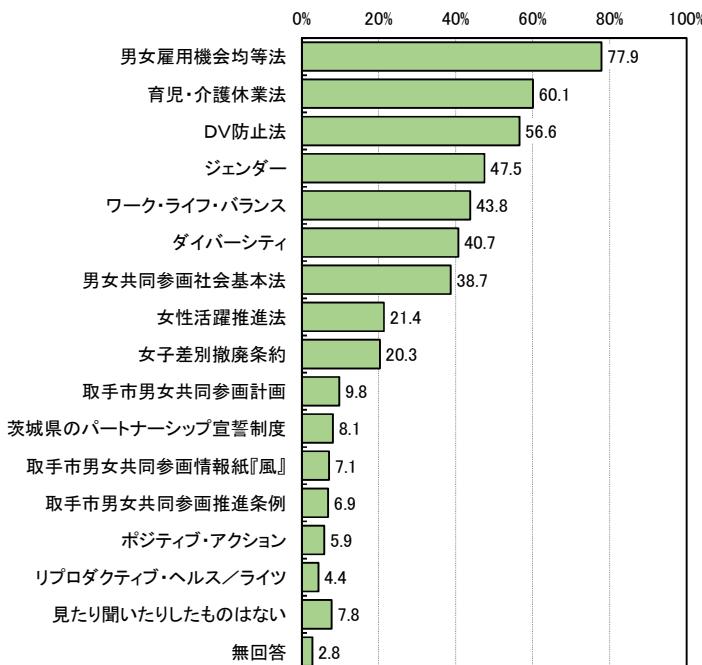
年代別にみると、年齢階層が上がるにつれて、介護・看護に費やす時間も長くなっている。

9 男女共同参画社会について

(1) 男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

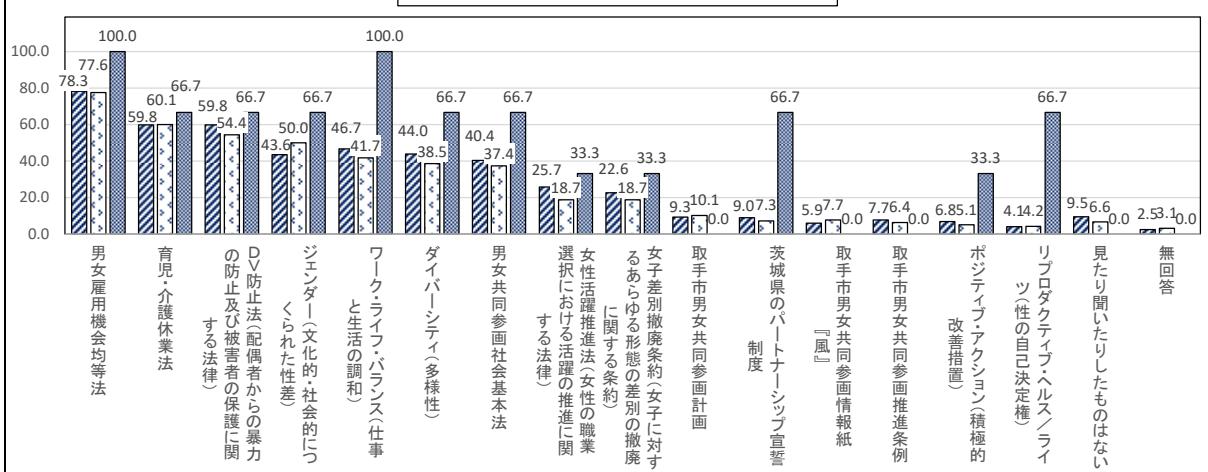
問35 以下の言葉や施策等の中で、あなたが見たり聞いたりしたもののはありますか。
(○はいくつでも)

【n=1,134】



<男女別>

■ 男性[n=443] □ 女性[n=684] ■ 自由記載[n=3]



男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度をみると、全体では「男女雇用機会均等法」が 77.9%で最も高く、以下、「育児・介護休業法」(60.1%)、「DV防止法」(56.6%)、「ジェンダー」(47.5%)、「ワーク・ライフ・バランス」(43.8%)、「ダイバーシティ」(40.7%)などが上位に挙げられている。一方、7.8%は「見たり聞いたりしたものはない」と回答している。

男女別にみると、男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度について、男女差はそれほど大きくない状況がうかがえる。

取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

第 4 章 雜則(第 24 条)

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下の平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定期割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び

事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
- (3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第4章 雜則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 1 月 4 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第 1 号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第 3 条 条例第 20 条第 1 項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることがある。

(苦情処理員の職務)

第 4 条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
 - (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
- 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭

和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第 2 号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第 6 条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書(様式第 3 号)により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市女性のヘルプ相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるとときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(審議会の委員等)

第 10 条 条例第 22 条第 3 項第 2 号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲

げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
- 2 条例第 22 条第 3 項第 3 号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する 18 歳以上の者をいう。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 78 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 22 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年規則第 17 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年規則第 12 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

<苦情処理体制フロー図>

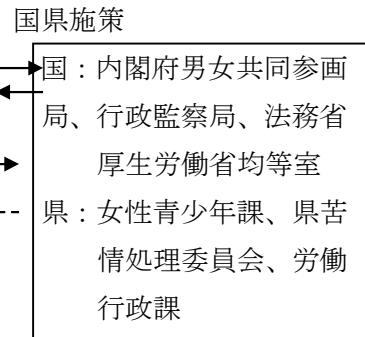
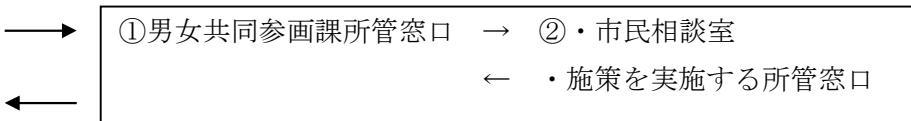
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

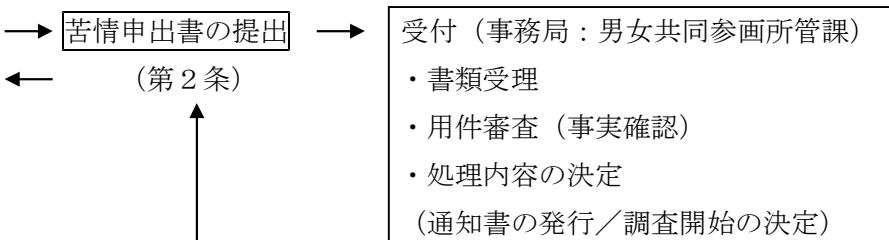
●<市が実施する行政施策>

ア、相談のみで解決する場合



市

イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



民

非該当
(第5条第2項)
「対象外通知」

該当事項
調査開始の決定
通知 (連絡)

調査実施 (第4条第1項2号)
苦情処理員が処理方法を検討
・関係書類などの閲覧・写しの提出
・当該該当事者からの事情聴取

通知 (完結)

非該当
(第5条第2項)
「対象外通知」

調査の終了

市の機関 (施策担当課)
当該関係機関

通知 (完結)

調査結果
・処理通知書の送付 (事務局)
・必要があると認めるときは助言・是正の要望

苦情処理通知書 6 条

助言・是正の要望

→ ● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>
← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介



令和3年度（令和2年度実施）
第三次取手市男女共同参画計画 年次報告書

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <http://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課